

# 平成 30 年度 行政監査結果報告書

「自転車駐車場施設の管理・運営について」

令和元年 5 月

杉並区監査委員

## 目次

<b>第1 監査の概要</b>	1
1 監査のテーマ選定の趣旨	1
2 監査の主な視点	1
3 監査の実施期間	1
4 監査対象	2
5 対象部局	2
6 監査対象施設の概要	2
7 監査の実施方法	9
<b>第2 監査の結果</b>	12
視点1 自転車駐車場の収容台数は全体として足りているか、地域的な偏在はないか	12
視点2 自転車駐車場は安全で使いやすい施設、設備となっているか	16
視点3 自転車駐車場の管理・運営委託は、効果的、効率的、適切なものとなっているか	18
視点4 自転車駐車場の管理・運営は、契約に沿って適切に履行されているか	20
視点5 自転車駐車場は、利用者の立場に立った運営となっているか	24
視点6 自転車駐車場整備のために、関係機関への適切な取組を行っているか	26
<b>第3 監査の意見</b>	27
視点1 自転車駐車場の収容台数は全体として足りているか、地域的な偏在はないか	27
視点2 自転車駐車場は安全で使いやすい施設、設備となっているか	27
視点3 自転車駐車場の管理・運営委託は、効果的、効率的、適切なものとなっているか	28
視点4 自転車駐車場の管理・運営は、契約に沿って適切に履行されているか	29
視点5 自転車駐車場は、利用者の立場に立った運営となっているか	31
視点6 自転車駐車場整備のために、関係機関への適切な取組を行っているか	31
総括的な意見	33
<b>資料編</b>	35
資料1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	35
資料2 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例	39
資料3 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則	45
資料4 杉並区立自転車駐車場条例	49
資料5 杉並区立自転車駐車場条例施行規則	53
資料6 杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱	59
資料7 図1 有料制自転車駐車場の利用率(平成29年度)	62

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ選定の趣旨

区は、自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去・放置防止の啓発活動の強化など、放置自転車対策を推進してきた結果、平成12年度には1日当たり約9,200台あった放置自転車が、平成29年度には1,013台にまで減少するなど大きな成果を上げてきた。

特に道路上等に暫定的に設置していた登録制自転車置場等に変わり、整備を進めてきた有料制自転車駐車場は、平成12年度に14駅周辺に32か所(21,029台分)であったものが、平成29年度には、17駅周辺に40か所(25,847台分)整備されており、駅周辺環境の改善に大きく寄与している。

一方、撤去した放置自転車は、この間大きく減少したものの、平成29年度にも年間16,853台に上っている。

これまでの駅周辺に乗り入れる通勤・通学者(主に定期使用)の自転車対策に加え、近年は、商店街を含む商業施設等の利用者(一時使用)の自転車対策が課題となっている。

現在、区が整備した自転車駐車場は、民間から借上げたもの、区有地に区が整備したもの、民地を借り上げて区が整備したものなど様々な形態のものがあり、また、運営についても様々な業態の民間事業者に委託している。これらの自転車駐車場の施設や設備の管理、運営の状況を把握し、全体として収容台数は足りているか、地域的な偏在はないか、安全性、利便性、効率性等が確保されたものとなっているか、また、商店街を含む商業施設等の利用者の自転車対策は適切に行われているか等について監査を実施し、自転車駐車場の整備及び安全な運営に資することを期する。

監査テーマ：自転車駐車場施設の管理・運営について

### 2 監査の主な視点

- (1) 自転車駐車場の収容台数は全体として足りているか、地域的な偏在はないか
- (2) 自転車駐車場は安全で使いやすい施設、設備となっているか
- (3) 自転車駐車場の管理・運営委託は、効果的、効率的、適切なものとなっているか
- (4) 自転車駐車場の管理・運営は、契約に沿って適切に履行されているか
- (5) 自転車駐車場は、利用者の立場に立った運営となっているか
- (6) 自転車駐車場整備のために、関係機関への適切な取組を行っているか

### 3 監査の実施期間

平成30年11月1日から平成31年3月31日まで

#### 4 監査対象

- (1) 杉並区有料制自転車駐車場
- (2) 杉並区登録制自転車置場及び駐車指定箇所
- (3) 杉並区から補助を受けた民間自転車駐車場
- (4) その他関係機関等が設置した自転車駐車場

#### 5 対象部局

都市整備部土木管理課

#### 6 監査対象施設の概要

区の自転車駐車場の整備は、昭和50年代に顕著となった放置自転車対策として進められ、昭和59年9月に制定された「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」（昭和60年4月1日施行）で「駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関し必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もって区民の良好な生活環境の向上に寄与すること」を目的として、通勤・通学で駅に乗り入れる自転車を収容するため、駅近くの路上等を活用した登録制の自転車置場を設置することから始まった。

その後、放置自転車数の増加への対応や、歩行者等の通行の妨げとならない路上以外の恒久的な自転車駐車場を整備するため、平成5年9月「杉並区立自転車駐車場条例」（平成6年4月1日施行）を制定し、有料制の自転車駐車場の整備を進め、順次、登録制自転車置場から有料制自転車駐車場への移行を進めてきた。（表1）

また、「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」では、大規模店舗などが新築、増築する時には自転車駐車場を設置しなければならない規定（自転車駐車場附置義務）や、民営自転車駐車場の育成のための補助金の交付を規定し、あわせて放置自転車対策を実施してきている。

現在、区立の有料制自転車駐車場が40か所（収容台数25,847台）、区立の登録制自転車駐車場等が2か所（収容台数647台、一時利用55台）、無料の自転車駐車場等が2か所（収容台数510台）整備されている。（表2）

運営経費については、登録制から有料制への移行に伴い増加したが、受益者負担の観点を導入した使用料収入も大幅に増加している。

(表1) 自転車駐車場の収容台数等の推移

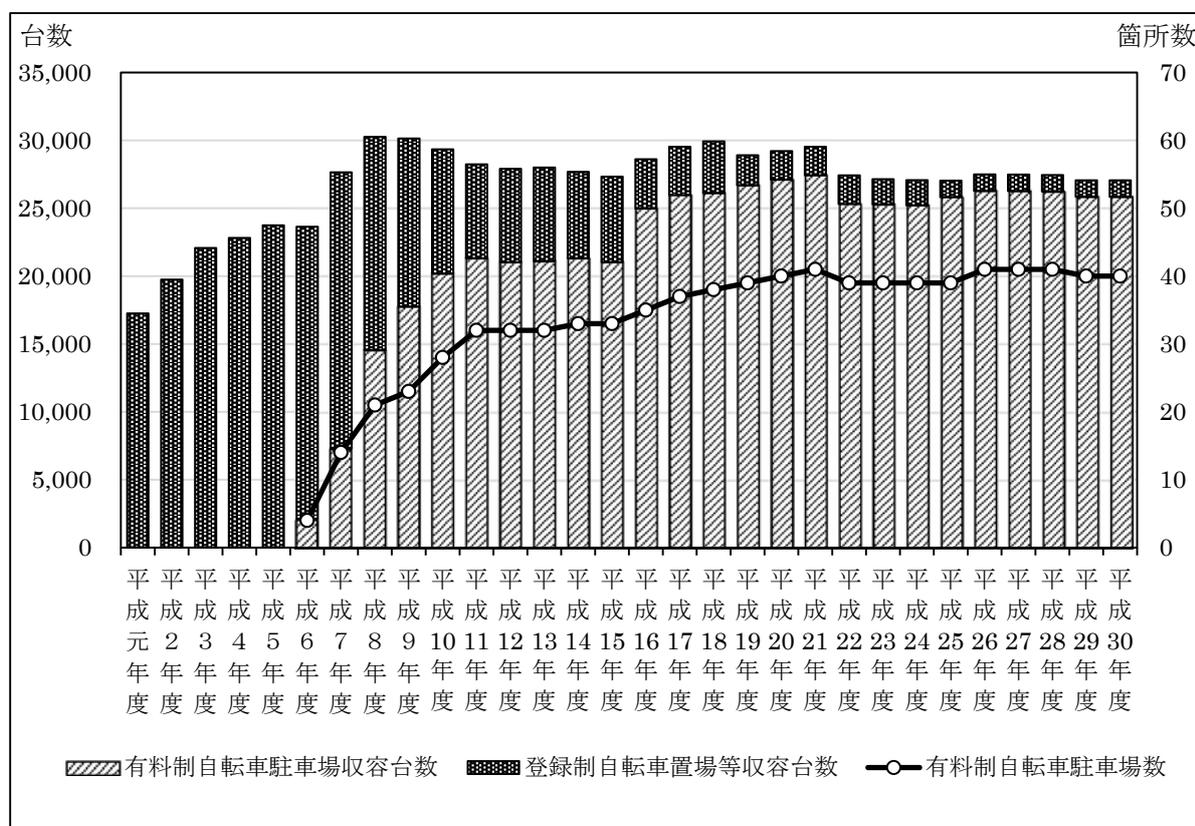
(単位：台)

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
登録制自転車置場等収容台数	17,260	19,752	22,071	22,817	23,750	21,531	20,322	15,710	12,376	9,151
有料制自転車駐車場収容台数	—	—	—	—	—	2,104	7,324	14,546	17,767	20,189
合計収容台数	17,260	19,752	22,817	22,817	23,750	23,635	27,647	30,256	30,143	29,337

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
登録制自転車置場等収容台数	6,912	6,878	6,892	6,359	6,292	3,630	3,557	3,801	2,199	2,099
有料制自転車駐車場収容台数	21,329	21,029	21,111	21,323	21,046	24,991	25,975	26,128	26,715	27,116
合計収容台数	28,241	27,907	28,003	27,682	27,338	28,621	29,532	29,929	28,914	29,215

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録制自転車置場等収容台数	2,099	2,099	1,846	1,846	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212
有料制自転車駐車場収容台数	27,436	25,328	25,297	25,228	25,826	26,290	26,270	26,240	25,847	25,847
合計収容台数	29,535	27,427	27,143	27,074	27,038	27,502	27,482	27,452	27,059	<b>27,059</b>

各年度4月1日時点の台数



(表2)

## 1 有料制自転車駐車場一覧

平成30年4月1日現在

路線名	駅名	No.	自転車駐車場名称	所在地	開設年	収容台数	借用の状況		機械化の状況				使用区分		(29年度) 利用率	利用時間	(受付員時間配置)	構造	委託先	
							用地	用地+施設	券売機	電磁ロック	ゲート式	スロープ	一日使用	(一回使用)						
西武線	下井草	1	下井草南	下井草2-36-16	S61	220							○	26.5	24時間	6:30~19:00	平置き	シルバー		
		2	下井草北第一	井草1-10-17	H10	192	有償		○					○	22.7	24時間	巡回管理	平置き	シルバー	
		3	下井草北第二	井草1-2-4	S62	120								○	86.9	24時間	7:00~19:00	平置き	シルバー	
	井荻	4	井荻南地下	上井草1-24-16	H10	702								○	47.6	4:30~1:30	6:30~20:00	地下1階	シルバー	
		5	井荻北地下	井草3-3-10	H10	344								○	71.0	4:30~1:30	6:30~20:00	地下1階	シルバー	
	上井草	6	上井草北	井草5-6-1	H2	529				○				○	67.7	24時間	6:30~19:00	平置き	シルバー	
JR中央線	高円寺	7	高円寺北	高円寺北3-20-23	H3	2,530			○	○		○3	○	○	77.3	4:00~1:30	6:30~20:00	3階建て	シルバー	
		8	高円寺東高架下	高円寺南4-50-2	H14	449		有償	○					○	93.3	24時間	6:30~19:00	2階建て	シルバー	
	阿佐ヶ谷	9	阿佐ヶ谷東	阿佐谷南2-41-1	H9	1,782		有償			○			○	82.8	24時間	6:30~20:00	高架下	シルバー	
		10	阿佐ヶ谷西高架下	阿佐谷南3-58-1	S56	634		有償						○	94.2	24時間	6:30~20:00	高架下	シルバー	
	荻窪(北口)	11	荻窪東地下	上荻1-2-1	H5	571		無償		○		○4	○	○	95.1	4:15~1:30	6:00~20:00	地下2階	ピン	
		12	荻窪北第一	天沼3-3-19	H6	933		有償						○	89.1	24時間	6:00~20:00	3階建て	ピン	
		13	荻窪北第二	天沼3-2-13	H13	352		有償						○	89.4	24時間	巡回管理	3階建て	ピン	
		14	荻窪北第三	天沼3-30-40	H17	660								○	94.9	24時間	6:00~20:00	平置き	ピン	
		15	荻窪西第一	上荻1-20-3	H8	1,769		有償						○	92.4	24時間	6:00~20:00	2階建て	ピン	
		16	荻窪西第二	上荻1-21-25	H16	284								○	96.7	24時間	6:00~20:00	平置き	ピン	
	荻窪(南口)	17	荻窪南第一	荻窪4-21-16	H7	2,650				○				○	83.0	4:15~1:30	6:00~20:00	3階建て	ピン	
		18	荻窪南第二	荻窪5-15-13	H16	1,120							○1	○	77.7	4:15~1:30	6:00~20:00	地下1階	ピン	
	西荻窪	19	西荻窪西	松庵3-41-1	S50	1,359		有償	○					○	98.0	24時間	6:30~20:00	高架下	シルバー	
	丸の内線	新高円寺	20	新高円寺地下	梅里1-7-20	H7	1,462			○	○		○6	○	○	65.5	4:45~0:30	6:00~20:00	地下1階	STK
		南阿佐ヶ谷	21	南阿佐ヶ谷第一	成田東4-37-6	H10	278								○	107.1	24時間	6:30~19:00	平置き	シルバー
			22	南阿佐ヶ谷第二	阿佐谷南1-15-19	H1	110								○	102.2	24時間	7:00~19:00	平置き	シルバー
		方南町	23	方南町東	方南2-20-2	H4	118		有償		○				○	85.9	24時間	巡回管理	平置き	シルバー
			24	方南町西	和泉4-51-7	H5	460		有償						○	72.0	24時間	6:30~19:00	3階建て	シルバー
	中野富士見町	25	中野富士見町	和田1-1-9	H17	188		無償						○	90.3	24時間	6:30~19:00	平置き	すまいるわだ	
井の頭線	永福町	26	永福町南	永福2-53-5	H27	130		有償						○	94.5	24時間	7:00~19:00	平置き	シルバー	
		27	永福町北第一	永福4-7-8	H6	295								○	72.0	24時間	7:00~19:00	平置き	シルバー	
		28	永福町北第二	和泉3-12-15	H6	270		有償						○	80.8	24時間	6:30~19:00	平置き	シルバー	
		29	永福町北第三	和泉3-7-3	H6	315		有償	○					○	56.6	24時間	巡回管理	平置き	シルバー	
	浜田山	30	浜田山南	浜田山2-22-12	H14	331		有償	○					○	38.8	24時間	巡回管理	平置き	シルバー	
		31	浜田山北第一	浜田山3-24-13	S62	240								○	75.3	24時間	7:00~19:00	平置き	シルバー	
		32	浜田山北第二	浜田山3-27-21	H7	508		有償						○	56.8	24時間	6:30~19:00	平置き	シルバー	
	高井戸	33	高井戸東	高井戸東2-30-25	S60	375		無償						○	71.8	24時間	6:00~19:00	平置き	ニッセイ	
		34	高井戸北	高井戸西2-2-1	H19	472		有償			○			○	79.9	4:20~1:20	6:00~20:00	平置き	ニッセイ	
	富士見ヶ丘	35	富士見ヶ丘南	高井戸西1-32先	S56	308								定期のみ	51.8	24時間	巡回管理	平置き	シルバー	
		36	富士見ヶ丘北	久我山5-1-24	H20	280		無償						○	98.0	4:00~1:30	6:30~19:00	平置き	シルバー	
	久我山	37	久我山西	久我山3-35-29	S50	1,403								○	82.4	24時間	6:30~19:00	平置き	シルバー	
		38	久我山南	久我山3-25-6	H8	364				○				定期のみ	74.4	24時間	巡回管理	平置き	シルバー	
39		久我山北	久我山5-38-10	H4	333								○	74.8	24時間	巡回管理	平置き	シルバー		
京王線	桜上水	40	桜上水北	下高井戸1-24-15	H8	407							○	64.5	24時間	6:30~19:00	平置き	シルバー		
合計					40箇所	25,847	8	12	8	7	2	4	33	8	79.4					

(表2)

## 2 自転車置場・駐車指定箇所一覧

路線	駅名	No.	名称	所在地	開設年	収容台数	借用地の 利用状況	登録	一時利用	構造	委託先
井の頭線	西永福	1	西永福駐車指定箇所	永福3-34・37	S50	541		486	55	平置き	シルバー
		2	西永福南自転車置場	永福3-38-10	S54	161		161	0	平置き	シルバー
登録制の自転車置場・駐車指定箇所 合計					2か所	702	—	647	55	—	—
京王線	上北沢	1	甲州街道自転車置場	下高井戸4-8	H10	200	無償			平置き	シルバー
	明大前	2	明大前北駐車指定箇所	永福1-1	H9	310	無償			平置き	シルバー
無料の自転車置場・駐車指定箇所 合計					2か所	510	—	—	—	—	—

(1) 関係法令

- 自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例
- 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則
- 杉並区立自転車駐車場条例
- 杉並区立自転車駐車場条例施行規則
- 杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱

(2) 計画

- 杉並区総合計画、杉並区実行計画
- 杉並区自転車利用総合計画（平成29年3月改定）

杉並区実行計画(平成31～33年度)(抜粋)

5 自転車等放置防止対策の推進					
<p>駅周辺に自転車駐車場を整備するとともに、放置防止活動を実施し、交通及び防災上の安全性やまちの美観の向上など、良好な生活環境の充実に図ります。子ども乗せ自転車等の大型自転車の普及など多様化する自転車への対応や、駐車場の規模適正化に向けた調査・検討を進めます。また、自動二輪車*置場や買い物等の店舗近接の駐車需要への対応を図るため、民間事業者による自転車駐車場等整備を支援し、自転車等の駐車環境の改善に取り組みます。</p>					
30年度末(見込)	31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度	3か年計	
放置防止協力員 《累計51団体》	放置防止協力員 《累計51団体》	放置防止協力員 《累計51団体》	放置防止協力員 《累計51団体》	放置防止協力員 《累計51団体》	
街頭指導の強化 実施	街頭指導の強化 実施	街頭指導の強化 実施	街頭指導の強化 実施	街頭指導の強化 実施	
自転車駐車場整備 調査・検討	自転車駐車場整備 新規整備 調査・検討 大型自転車対策を 含む規模適正化 調査・検討	自転車駐車場整備 新規整備 調査・検討 大型自転車対策を 含む規模適正化 調査・検討	自転車駐車場整備 新規整備 調査・検討 大型自転車対策を 含む規模適正化 検討・実施	自転車駐車場整備 新規整備 調査・検討 大型自転車対策を 含む規模適正化 調査・検討・実施	
自動二輪車置場整備 整備支援	自動二輪車置場整備 整備支援	自動二輪車置場整備 整備支援	自動二輪車置場整備 整備支援	自動二輪車置場整備 整備支援	
買物客等一時利用者 置場整備 整備支援	買物客等一時利用者 置場整備 整備支援	買物客等一時利用者 置場整備 整備支援	買物客等一時利用者 置場整備 整備支援	買物客等一時利用者 置場整備 整備支援	
民営自転車駐車場等 への支援 整備等助成	民営自転車駐車場等 への支援 整備等助成	民営自転車駐車場等 への支援 整備等助成	民営自転車駐車場等 への支援 整備等助成	民営自転車駐車場等 への支援 整備等助成	
経費(百万円)	6	6	6	18	

※ 自動二輪車…総排気量が50ccを超える自動二輪車

(3) 監査対象施設

ア 杉並区有料制自転車駐車場 (40か所)

杉並区立自転車駐車場条例 (以下「駐車場条例」という。) に基づき設置された有料制の自転車駐車場

- 利用形態は、定期使用 (1か月、3か月、6か月を単位とし更新可能) と1日使用、1回使用がある。定期使用の利用料金は、施設内の駐車場所 (1階、2階、屋根の有無等) により細かく設定されており、また、学生、障害者等に対する使用料の減額・免除制度がある。(表3)

また、駅から遠距離 (250m以上) の自転車駐車場4か所については、定期使用料に限って他の駐車場よりも安価な設定となっている (浜田山北第二、下井草南、下井草北第一、荻窪北第三)。

(表3) 有料制自転車駐車場の料金 (平成30年4月1日現在)

使用料金 (自転車)

(単位: 円)

区分	屋根の有無	1か月		3か月		6か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
1階	あり	2,600	2,400	7,400	6,800	12,500	11,300
	なし	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
2階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
	なし	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
3階	あり	1,300	1,100	3,700	3,100	6,200	5,000
	なし	1,000	800	2,900	2,300	4,800	3,600
地下1階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
地下2階	あり	1,300	1,100	3,700	3,100	6,200	5,000
駅から遠距離の自転車駐車場※	1階あり	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
	1階なし	1,700	1,500	4,800	4,200	8,200	7,000
※浜田山北第二、下井草南、下井草北第一及び荻窪北第三の各自転車駐車場							
一日使用 一日単位で使用する。1日 (午前0時まで) の間であれば出し入れ可能 1日100円							
一回使用 入場から24時間まで1回100円 (ただし、入場から1時間までは無料)							

- 管理・運営は、すべて委託している。各自転車駐車場に1人~4人の管理人を配置し、使用料の徴収及び還付、設備の点検、自転車の整理、場内外の清掃などの業務を行っている。また、1か所の自転車駐車場の管理人が巡回して他の自転車駐車場の管理を行っている場合がある。

## イ 自転車置場及び駐車指定箇所

### (ア) 杉並区登録制自転車置場・駐車指定箇所（2か所）

「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」（以下「自転車条例」という。）に基づき、道路と区分された場所にある「自転車駐車場」と、主に道路上にある「駐車指定箇所」がある。

- 利用形態は、利用登録することで利用できる。登録にあたっては利用目的や駅からの距離等の条件がある。利用登録の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までで、登録手数料は1台4,000円である。
- 管理・運営は、整理業務委託により時間単位で整理員を配置し、自転車の整理、自転車置場の案内・誘導、自転車置場の清掃などの業務を行っている。西永福南自転車置場、西永福駐車指定箇所の2か所がある。

### (イ) 無料の自転車置場・駐車指定箇所（2か所）

自転車条例に基づき設置された無料の自転車置場及び駐車指定箇所。利用料は無料である。管理・運営については（ア）と同様、整理員の配置がある。施設周りの柵、車止め、白線等の設備について区が整備を行っている。甲州街道自転車置場（上北沢駅周辺）、明大前北駐車指定箇所の2か所がある。

## ウ 杉並区から補助を受けた民間自転車駐車場（15か所）

民営自転車駐車場の育成のため、自転車条例第30条に基づき、区から建設費・管理費の補助を受けて運営する民営の自転車駐車場。補助金の交付にあたっては、駅周辺の放置禁止区域内での設置、収容能力が30台以上、継続して5年以上運営すること等の条件がある。建設費は開設時に交付、管理費は開設後3年間まで、杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱により補助金が交付される。

## エ その他関係機関等が設置した自転車駐車場（累計140か所）

一定規模以上の百貨店、スーパーマーケット、その他の小売店、飲食店、銀行、遊技場、スポーツ施設、学習施設を新設、増築する場合等は、自転車条例により自転車駐車場を整備することが義務付けられている。建築主は、建築確認申請前に、自転車駐車場設置届出書を区に提出し、所管部による審査・確認後、工事に着手する。また、工事完了後は、自転車駐車場設置完了届出書を区に提出し検査・確認を受けることとなっている。

また、行政サービス民間事業化提案制度により区の施設を賃貸借し運営を行っている民営の自転車駐車場がある。

## 7 監査の実施方法

### (1) 書類審査の実施

監査対象を所管する都市整備部土木管理課の関係書類、統集計資料及び関係する報告書により審査を行った。

(審査実施期間：平成30年12月18日から平成31年3月15日)

主な関係書類は以下のとおり。

① 契約関係書類

(管理・運營業務委託、施設設備点検委託、業務日報・日誌、運営マニュアル、勤務の割振り表、その他自転車駐車場の設置、修繕等に係る書類)

② 使用料、登録手数料の収入に関する書類

③ 財産台帳(土地、建物)、備品台帳

④ 土地・建物の賃貸借に関する書類

⑤ 民間自転車駐車場の補助金に関する書類

⑥ 自転車駐車場等一覧

(名称、所在地、面積、収容台数、構造(階数)、設備、管理人の有無、利用実績、利用率等)

⑦ 歳入調書、歳出調書に関する資料

⑧ 各駅の放置禁止区域の地図

### (2) 説明徴取の実施

監査対象の所管部に対して、監査委員による説明徴取を実施した。

(実施日：平成30年12月21日)

### (3) 実地監査等の実施

#### ア 実地監査

監査委員による実地監査を13施設で実施した。また、合わせて所管課及び運営受託事業者への説明聴取を行った。

日程	対象施設等
1月11日(金)	①荻窪東自転車駐車場、②荻窪南第一自転車駐車場 ③東高円寺自転車駐車場、④西永福南自転車置場 ⑤西永福駐車指定箇所
1月15日(火)	①下井草南自転車駐車場、②高円寺北自転車駐車場 ③阿佐ヶ谷東自転車駐車場、④新高円寺地下自転車駐車場
1月23日(水)	①西荻窪西自転車駐車場、②中野富士見町自転車駐車場 ③高井戸北自転車駐車場、④桜上水北自転車駐車場

## イ 実地調査

事務局職員による実地調査を10施設で実施した。また、合わせて所管課及び運営受託事業者への説明聴取を行った。

日程	対象施設等
1月17日(木)	①井荻南地下自転車駐車場、②上井草北自転車駐車場 ③久我山西自転車駐車場、④富士見ヶ丘北自転車駐車場 ⑤南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場
1月21日(月)	①浜田山北第二自転車駐車場、②永福町南自転車駐車場 ③方南町西自転車駐車場、④明大前北駐車指定箇所 ⑤甲州街道自転車置場（上北沢駅）

## ウ 実地監査・実地調査対象施設の選定

以下の基準で対象施設を選定した。

- ① 有料制自転車駐車場、登録制自転車置場、駐車指定箇所を各1か所以上対象とする。
- ② 区内の鉄道路線5つ（京王線を含む）の各路線について、最低1駅の有料制自転車駐車場等を対象とする。
- ③ 対象駅ごとに1か所の有料制自転車置場等を対象とする。ただし複数の有料制自転車駐車場等がある場合は、二分の一の範囲内で複数か所を対象とする。
- ④ JR線については、4駅全てを対象とする。
- ⑤ 運営を行っている5つの運営事業者全てを対象とする。
- ⑥ 実地監査で対象となっていない駅については、監査委員事務局職員が実地調査する。

これらの基準で以下のとおり実地監査、実地調査施設を選定した。

### 監査委員による実地監査施設

	路線	駅名	施設名	備考
1	西武線	下井草	下井草南自転車駐車場	有料制
2	JR線	高円寺	高円寺北自転車駐車場	有料制
3		阿佐ヶ谷	阿佐ヶ谷東自転車駐車場	有料制
4		荻窪	荻窪東地下自転車駐車場	有料制
5			荻窪南第一自転車駐車場	有料制
6		西荻窪	西荻窪西自転車駐車場	有料制
7		丸の内線	新高円寺	新高円寺地下自転車駐車場
8	東高円寺		東高円寺自転車駐車場	民営
9	中野富士見町		中野富士見町自転車駐車場	有料制
10	井の頭線	西永福	西永福南自転車置場	登録制
11			西永福駐車指定箇所	登録制
12		高井戸	高井戸北自転車駐車場	有料制
13	京王線	桜上水	桜上水北自転車駐車場	有料制
	5路線	11駅	13か所	

(有料制：有料制自転車駐車場、登録制：登録制自転車置場・駐車指定箇所、民営：民営自転車駐車場)

監査委員事務局による実地調査施設

	路線	駅名	施設名	備考
1	西武線	井荻	井荻南地下自転車駐車場	有料制
2		上井草	上井草南自転車駐車場	有料制
3	丸ノ内線	南阿佐ヶ谷	南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	有料制
4		方南町	方南町西自転車駐車場	有料制
5	井の頭線	永福町	永福町南自転車置場	有料制
6		久我山	久我山西自転車置場	有料制
7		富士見ヶ丘	富士見ヶ丘北自転車駐車場	有料制
8		浜田山	浜田山北第二自転車駐車場	有料制
9	京王線	明大前	明大前北駐車指定箇所	無料
10		上北沢	甲州街道自転車置場	無料
	4路線	10駅	10か所	

(有料制：有料制自転車駐車場、無料：無料の自転車置場・駐車指定箇所)

## 第2 監査の結果

監査の主な視点を踏まえ、監査の結果を以下に述べる。

### 視点1 自転車駐車場の収容台数は全体として足りているか、地域的な偏在はないか

区が整備した有料制自転車駐車場に加え、民営自転車駐車場育成補助金を利用した民間による整備が進んだこともあり、全体としては充足しているといえる。ただし、収容台数を超えて受け入れている自転車駐車場や利用率が高い自転車駐車場があり、地域的な偏在は、解消できていない。

#### 1 自転車駐車場等の整備状況について

区内 17 駅の駅周辺では、西永福駅が登録制自転車置場・駐車指定個所となっ  
てはいるが、他の 16 駅では、区が整備した有料制自転車駐車場に加え、民間によ  
る整備が進んだこともあり、概ね必要台数は確保されている。ただし、一部に収  
容台数を超える自転車駐車場や利用率が高い自転車駐車場がある。

##### (1) 自転車駐車場の利用率について

各自転車駐車場の平日の平均利用率を見ると、全 40 か所の自転車駐車場の  
うち 100%を超える自転車駐車場は南阿佐ヶ谷駅周辺に 2 か所ある。南阿佐ヶ  
谷第一自転車駐車場 (107.1%) と南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場 (102.2%) であ  
る。台数にして 22 台 (南阿佐ヶ谷第一 20 台、南阿佐ヶ谷第二 2 台) である。  
平均利用率の概要は以下のとおりである。

90%以上の駐車場	12 か所	(全駐車場の 30.0%)
西荻窪駅(1)、荻窪駅(4)、阿佐ヶ谷駅(1)、高円寺駅(1)、高井戸駅(1)、永福町駅(1)、 南阿佐ヶ谷駅(2)、中野富士見町駅(1)		
60%以下の駐車場	7 か所	(全駐車場の 17.5%)
下井草駅(2)、井荻駅(1)、浜田山駅(2)、富士見ヶ丘駅(1)、永福町駅(1)		
全体の平均 (79.4%)		

しかしながら、各自転車駐車場では、定期使用枠、定期使用者数、待機者数  
を把握しているものの、所管課においてその情報を集約しておらず、今後の自  
転車駐車場の整備計画や運用の基となるデータが整理できていない状態であ  
った。

##### (2) 民営自転車駐車場の育成補助金の交付状況について

平成 10 年度から平成 30 年 5 月までに、民営自転車駐車場の建設費の補助申  
請は 16 件 (内 1 件はその後廃止) あり、8 駅周辺に 1,912 台分 (現在運営中  
のもの) の民営自転車駐車場が整備されている。

内訳は以下のとおりである。

高円寺駅周辺	1 か所	172 台	下井草駅周辺	2 か所	227 台
阿佐ヶ谷駅周辺	1 か所	30 台	南阿佐ヶ谷駅周辺	4 か所	492 台
荻窪駅周辺	2 か所	378 台	久我山駅周辺	1 か所	140 台
西荻窪駅周辺	3 か所	333 台	代田橋駅周辺	1 か所	140 台

なお、平成 29 年度に交付決定を行った建設費 6 件及び管理費 1 件の補助金について、関係書類を審査した結果、民営自転車駐車場育成補助金の交付事務は適正に行われていた。

## 2 放置自転車対策について

### (1) 主な取り組み

区は、各駅周辺の放置自転車の撤去、保管、返還、処分を行っている。自転車放置禁止区域内の放置自転車は一定時間経過後に、また区域外であっても駅周辺及び公共の場所にある放置自転車で、良好な生活環境を阻害している自転車は警告から 7 日間を経過した後、撤去している。撤去作業は、区職員、撤去移送業務委託業者が警告札を貼付し一定時間経過後に撤去している。

撤去した自転車は、撤去の翌日から 30 日間保管され、引き取りにきた方には返還している。返還には、撤去手数料として 5,000 円を徴収している。

また、啓発活動として、「杉並区自転車放置防止協力員」(平成 6 年度制度開始)を募り、自転車の放置防止の指導、PR 等の活動を行っている。制度開始時には 3 駅周辺に 60 名であった協力員は、平成 30 年 4 月 1 日現在、20 駅周辺に 395 名の方が協力員となって活動している。

### (2) 効果

区内及び隣接する自治体の駅 24 駅周辺の 1 日当たりの平均の乗り入れ台数<sup>(注)</sup>の過去 5 年間の推移を見ると、全駅合計で約 29,000～31,000 台で推移している。

放置台数は、駐車場条例施行の平成 6 年度は、9,110 台、平成 12 年度は、9,189 台であったものが、平成 29 年度では 1,013 台に大きく減少している。

また、実際に撤去した台数を見ると、平成 12 年度には 64,716 台だったものが、平成 29 年度には 16,853 台とこちらも大きく減少している。(表 4)

全体としては、区の放置自転車対策は大きな効果を上げてきたと言える。

(注) 駅周辺の自転車駐車禁止区域内の区立の自転車駐車場・自転車置場・駐車指定個所、民営自転車駐車場、スーパーマーケット等の自転車駐車場に駐車している自転車数と放置自転車数を合計したもの。

### (3) 経費

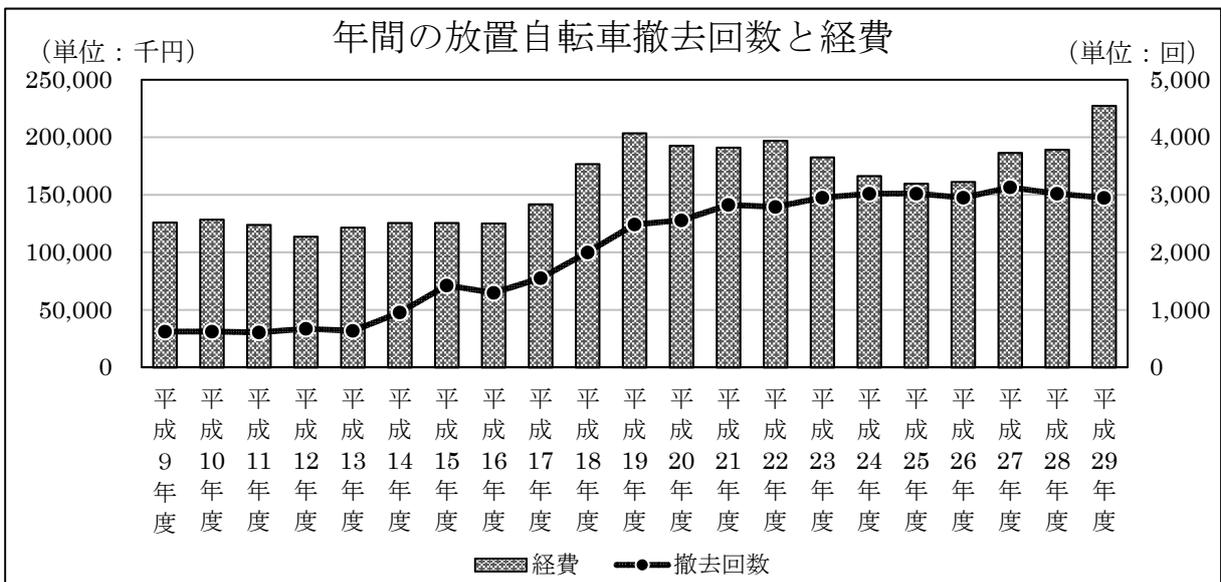
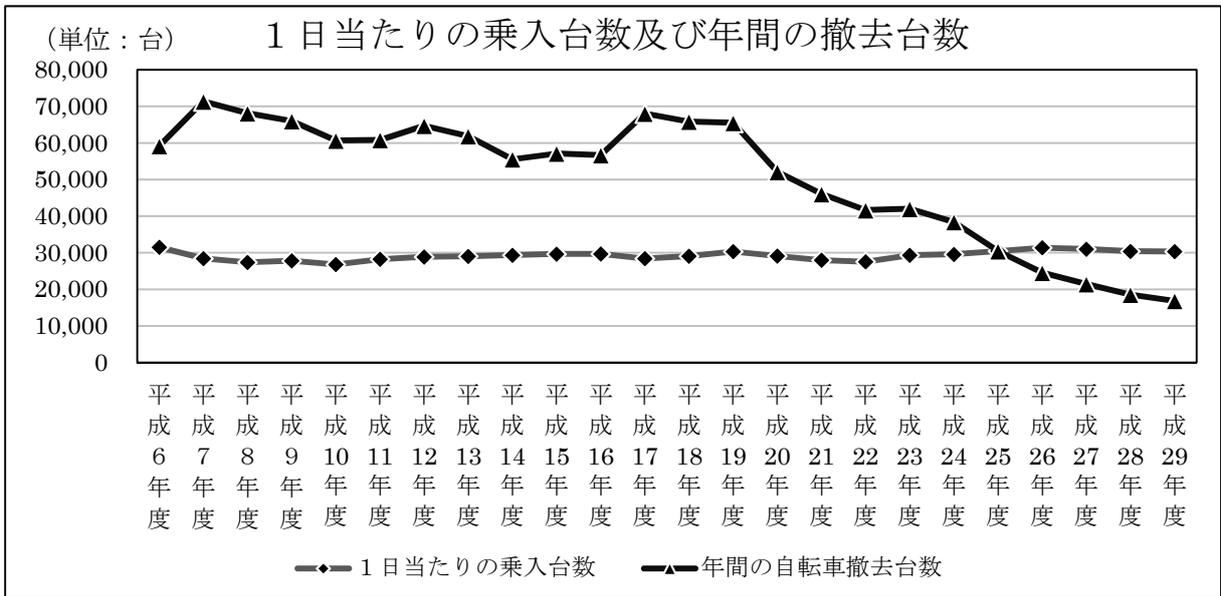
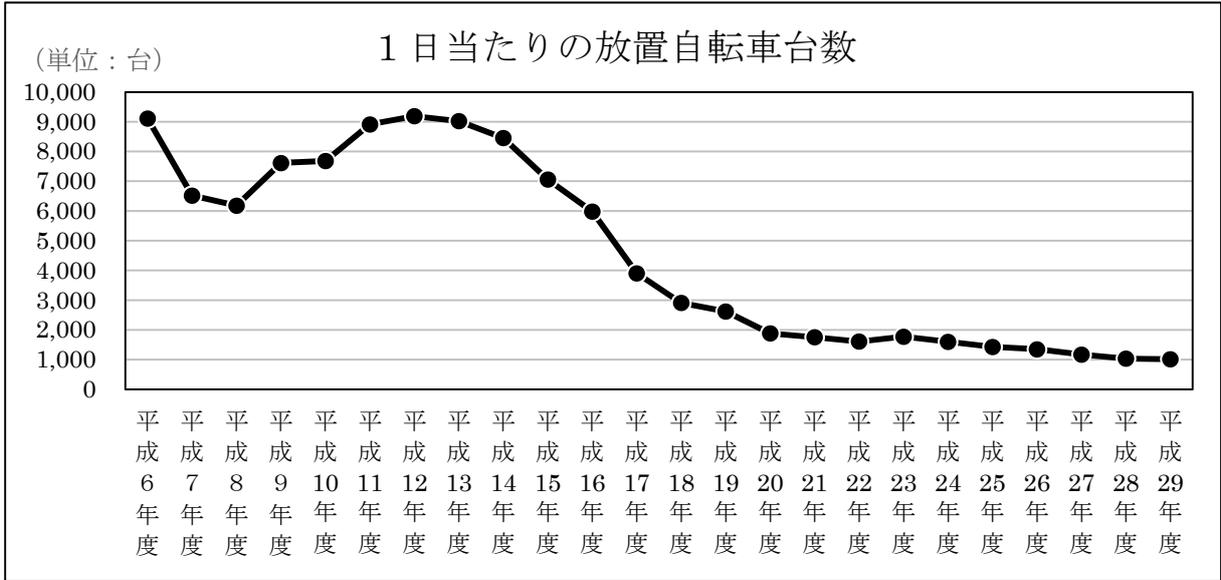
撤去・返還・処分等に係る経費を見ると、平成 12 年度には 113,549 千円であったものが、平成 29 年度には 227,268 千円となっており、大幅に増加している。これは、この経費には、自転車集積所の新設・廃止等に係る投資的経費が含まれているため、一概には言えないが、自転車の放置を抑止するために撤去回数を増やしてきたことが一因である。(表 4)

(表4) 自転車の乗入・放置・撤去台数と撤去回数・経費の推移

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
1日当たりの乗入台数	31,513 台	28,434 台	27,385 台	27,811 台	26,799 台
1日当たりの放置自転車台数	9,110 台	6,517 台	6,181 台	7,613 台	7,679 台
年間の撤去台数	59,196 台	71,361 台	68,141 台	65,992 台	60,683 台
年間の撤去回数	415 回	525 回	623 回	622 回	622 回
年間の撤去等経費※1	※2	※2	※2	125,930 千円	128,463 千円
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1日当たりの乗入台数	28,240 台	28,874 台	29,022 台	29,349 台	29,654 台
1日当たりの放置自転車台数	8,912 台	9,189 台	9,023 台	8,454 台	7,056 台
年間の撤去台数	60,832 台	64,716 台	61,871 台	55,545 台	57,115 台
年間の撤去回数	609 回	673 回	636 回	955 回	1,426 回
年間の撤去等経費※1	123,840 千円	113,549 千円	121,501 千円	125,579 千円	125,588 千円
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1日当たりの乗入台数	29,689 台	28,406 台	29,074 台	30,334 台	29,110 台
1日当たりの放置自転車台数	5,982 台	3,905 台	2,909 台	2,620 台	1,884 台
年間の撤去台数	56,671 台	68,041 台	65,849 台	65,511 台	52,089 台
年間の撤去回数	1,297 回	1,552 回	1,999 回	2,484 回	2,557 回
年間の撤去等経費※1	125,104 千円	141,794 千円	176,777 千円	203,423 千円	192,620 千円
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1日当たりの乗入台数	27,983 台	27,530 台	29,333 台	29,571 台	30,457 台
1日当たりの放置自転車台数	1,754 台	1,608 台	1,773 台	1,600 台	1,430 台
年間の撤去台数	46,059 台	41,654 台	42,002 台	38,401 台	30,447 台
年間の撤去回数	2,825 回	2,789 回	2,951 回	3,019 回	3,021 回
年間の撤去等経費※1	191,017 千円	196,893 千円	182,540 千円	166,323 千円	159,623 千円
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
1日当たりの乗入台数	31,382 台	30,998 台	30,395 台	30,326 台	
1日当たりの放置自転車台数	1,349 台	1,172 台	1,035 台	1,013 台	
年間の撤去台数	24,557 台	21,445 台	18,563 台	16,853 台	
年間の撤去回数	2,950 回	3,130 回	3,019 回	2,948 回	
年間の撤去等経費※1	161,240 千円	186,445 千円	189,143 千円	227,268 千円	

※1「年間の撤去等経費」は放置自転車の撤去・返還・処分経費、自転車集積所の整備等の経費の合計額

※2 平成6年度から平成8年度までの「年間の撤去等経費」は、保存されている資料から算出できないため未掲載



## 視点2 自転車駐車場は安全で使いやすい施設、設備となっているか

自転車駐車場設備の点検、整備は、概ね適切に行われている。防犯カメラは、一部の施設に設置されていないが、4分の3の施設に設置が進んでいる。また、近年増加している「子ども乗せ自転車等大型自転車」の駐車スペースの要望が多く寄せられているが、対応しきれていない状況である。

### 1 自転車駐車場設備について

#### (1) 子ども乗せ自転車等大型自転車の駐車スペースについて

放置自転車対策のため、収容台数の確保に重点を置き整備をしてきたためか、通路が狭いところ（中野富士見町、永福町南）、ラックの間隔が狭いところ（桜上水北、西荻窪西）など、利用者からみると使いづらい駐車場があった。また、近年増加している子ども乗せ自転車や電動アシスト付等の大型自転車が無理なく置けるスペースが不足している駐車場（中野富士見町、永福町南、高円寺北）があった。また、現在も駐車スペースの拡大について多くの要望が寄せられている。

大型自転車の駐車スペースの拡大について、区民から寄せられた意見・要望に対応するため、所管課では、平成30年度に4か所（高円寺北、荻窪東地下、荻窪南第二、井荻北地下）の自転車駐車場で大型自転車用に平置きの場所を拡大しているが、自転車駐車場全体の状況について十分な把握がされていない。

#### (2) 自転車駐車場設備の保守について

① 自動券売機、機械式ゲート、電磁ロック式ラック、オートスロープの設備については、不調対応、安全確保のため委託して保守点検を行っている。また、通常の駐車ラックについても、可動部分があるものについて（2段式ラック、スライドラック）、委託して保守点検を行っている。

② 保守点検報告書等の関係書類を審査した結果、保守点検報告で指摘のあった事項については、修繕または一定期間使用中止とするなど適正な対応をとっていることを確認した。

一方で、荻窪東地下自転車駐車場のオートスロープ1基（2号機）については、平成30年2月の定期点検報告で「モーター要交換（異常音）」の指摘があったが未処理であった。

なお、平成29年度の定期監査において、荻窪東自転車駐車場のオートスロープ2基（3号機、4号機）について、点検報告に対する対応が行われていないとして注意を行ったが、平成29年度中に改修が行われていた。

#### (3) オートスロープの設置状況について

地下、2階建、3階建、高架下の施設は15施設あるが（表2参照）、のうち4施設に14基（高円寺北(3)、荻窪東地下(4)、荻窪南第二(1)、新高円寺地下(6)）のオートスロープが設置されているが、11施設には設置されていない。

大型自転車の利用者や高齢者等からは設置の希望がある。

## 2 防犯カメラの設置状況について

全 40 か所の自転車駐車場のうち、未設置の駐車場が 10 か所あった。

## 3 防災設備等の保守点検について

防災設備等の保守点検については、全 40 か所の自転車駐車場で定期点検、総合点検が行われており、点検報告に基づく改善も行われていた。

## 4 出入口の安全性について

一部の自転車駐車場について、出入口の前面道路の交通量が多く、利用者が駐車場へ出入りする際に注意が必要な施設があった。また当該施設は、出入口付近に駐車している自転車があり、出入口が狭くなっていた。(南阿佐ヶ谷第一)

### 視点3 自転車駐車場の管理・運営委託は、効果的、効率的、適切なものとなっているか

管理・運営委託の契約手続き等は適正に行われていた。なお、自転車駐車場の使用料収入は大きく増加し、平成29年度では、自転車駐車場の運営経費の約94%を支弁している。平成25年度の単年度ではあるが、収入が支出を上回った年もあり、効率的で健全な運営がなされているといえる。

#### 1 自転車駐車場等の管理・運営に係る契約の状況について

##### (1) 管理・運營業務に係る契約の状況について

区立自転車駐車場の管理・運営については、公益社団法人1事業者(1契約)民間事業者3事業者(4契約)、特定非営利活動法人1事業者(1契約)の5事業者(6契約)と委託契約を結んでいる。なお、そのうち3事業者(3契約)とは、受託した施設の警備業務についても合わせて契約をしている。公益社団法人と特定非営利活動法人との契約については随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第3号)、他は入札により契約を行っている。契約は、いずれも2年又は3年の長期継続契約である。契約手続は、適正に行われていることを確認した。

委託先は、以下のとおりである。

- ・公益社団法人杉並区シルバー人材センター(以下「シルバー」という。)
- ・ビソー工業株式会社(以下「ビソー」という。)
- ・有限会社エス・ティー・ケー(以下「STK」という。)
- ・ニッセイファシリティ株式会社(以下「ニッセイ」という。)
- ・特定非営利活動法人すまいる・わだ(以下「すまいるわだ」という。)

##### (2) 警備業務に係る契約の状況について

管理運營業務委託の中で警備業務を行っている自転車駐車場を除く4か所の自転車駐車場については、警備業務を2事業者に委託している。いずれも入札により契約が締結されており、契約手続は、適正に行われていることを確認した。委託先は、協和産業株式会社及び株式会社豊栄美装である。

##### (3) 履行確認について

履行確認は、就業者の勤務実績を確認して月ごとに行っており、適正に行われていた。

##### (4) 効率的な運営について

自動券売機の設置、電磁ロック式ラックの設置、機械式ゲートの設置がされている自転車駐車場においては、一日使用の使用料を管理人が配置されていない時間帯でも支払うことができ、効率的な運営がされているといえるが、いずれの機器も設置されていない自転車駐車場ではそれができない状態であった。

また、一部の自転車駐車場で、管理人が配置されていない時間帯の使用料の

徴収のために「未収金回収箱」を設置している施設がみられた（井荻北、井荻南、荻窪東地下の地上部分、富士見ヶ丘北）。

### （５）職員（管理人）の配置について

繁忙日・朝夕の時間帯には、職員を加配するなど適切な配置が行われている。

### （６）事務室の状況について

実地監査、実地調査の際に駐車場職員に聴き取りを行ったところ、トイレがなく不便、冷暖房が効かないなどの要望があった（久我山西、富士見ヶ丘北、荻窪東地下）。

## ２ 自転車駐車場の運営について

管理・運営経費は、有料制自転車駐車場の整備が開始された平成6年度以降、施設整備や駐車場運営にかかる経費が増加しているが、一方で、受益者負担の観点を導入した使用料の収入も増加しており、平成25年度決算では、自転車駐車場使用料（歳入）は、有料制駐車場運営経費（歳出）を上回っている。

また、平成26年度から平成29年度の決算では、支出に対する収入の割合は、いずれも9割を超えている。

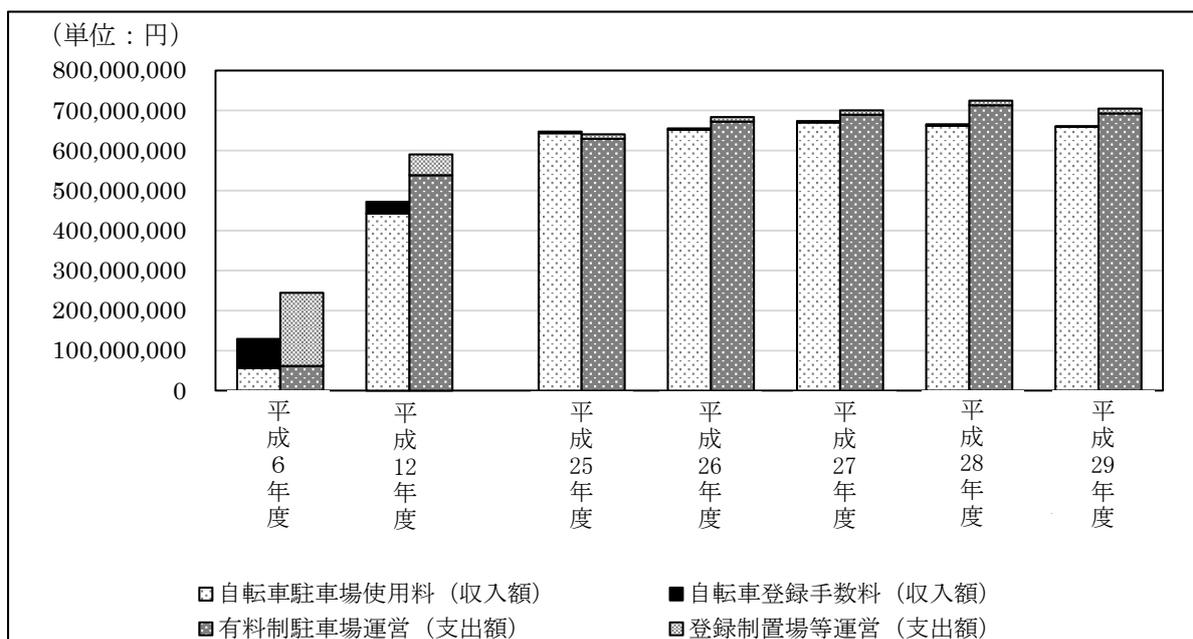
（表５）運営経費と使用料等収入の推移

（単位：円）

	平成6年度※1	平成12年度※2	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自転車駐車場使用料	56,658,950	442,683,050	643,724,300	651,879,600	670,257,700	662,024,900	659,846,400
自転車登録手数料	72,546,500	29,462,000	3,762,000	3,796,000	3,724,000	3,734,000	366,800
収入合計	129,205,450	472,145,050	647,486,300	655,675,600	673,981,700	665,758,900	660,213,200
有料制駐車場運営	61,919,706	538,588,143	629,750,172	672,564,649	689,689,080	713,419,448	692,889,921
登録制置場等運営	182,790,000	51,827,459	11,108,514	11,332,803	11,047,540	11,413,523	12,004,398
支出合計	244,709,706	590,415,602	640,858,686	683,897,452	700,736,620	724,832,971	704,894,319

※1 平成6年度は、有料制自転車駐車場の運営開始年度である。

※2 平成12年度は、1日当たりの放置自転車台数がピークに達した年度である。



## 視点4 自転車駐車場の管理・運営は、契約に沿って適切に履行されているか

契約書や仕様書、業務マニュアル等に沿って、業務は、概ね適切に行われている。一方、使用料の還付事務において、一部に適切さを欠く事務処理が行われていたことや、提出書類の未提出、各種報告書類の間での数値の不整合等が見受けられた。

### 1 使用料の徴収について

自転車駐車場の使用料の徴収については、地方自治法施行令第158条の規定を根拠として、自転車駐車場の運営委託契約により、事業者へ委託している。

使用料の徴収及び払い込みについては、全40か所の自転車駐車場において関係書類（平成29年10月分）を試査した結果、適切に処理されていた。

### 2 使用料の還付金の処理について

使用料の還付金の支出については、地方自治法施行令第165条の3の規定を根拠として、自転車駐車場の運営委託契約により、事業者へ委託している。

関係書類（平成29年4月から6月及び10月分）を試査した結果、還付金の支出において、業務委託に基づく資金の交付として処理すべきところ、決裁本文には、資金前渡を行うと記載して処理を行っていた。資金前渡であるならば、以下のとおり不適切な処理が行われていたこととなる。

- ① 区の職員である所管課長（資金前渡受者）が請求・精算等の事務を行う必要があるが、受託事業者の代表者の請求に基づいて、前渡金の支出が行われていた。

※昭和38年の地方自治法の改正により、一般人への資金前渡はできないこととされ、その代わりに支出事務の委託によって、資金前渡と同様の取り扱いを認めるようになった。

- ② 所管課では、所管課長が資金前渡を受けているという認識がなかったためか、必要な現金出納簿（資金前渡用）を備えていなかった。

また、使用料の徴収、還付金の支出については、金銭出納員用と前渡金用の二つに分けた出納簿に記載すべきところを一つの帳簿に記帳しているなど、仕様書及びマニュアルどおりに業務を行っていなかった。また、記帳方法が同じ事業者でも自転車駐車場ごとに違うケースが見受けられた。

### 3 提出書類について

#### (1) 管理・運営業務に係る契約

##### ア 「使用料収入状況報告書」について

運営業務委託契約に基づき、受託事業者は、月に2回（上期、下期）「使用料収入状況報告書」を区に報告することとなっているが、いずれの事業者も規定どおり月2回提出していた。提出された報告書（平成29年5月、6月、9月、10月、3月分）を試査したところ、以下の事案が見受けられた。

- ① 報告書が鉛筆書きのもの（シルバー、ビソー）
- ② エクセルの表で、印字されるべき数値が印字されていないもの（ビソー）
- ③ 施設名の表記が誤っているもの（シルバー、ビソー）
- ④ 報告書は駐車場ごとに整理されているものの、受託者名の記載や押印がないもの（全事業者）
- ⑤ 使用料収入状況報告書に記載されている件数と重要印刷物出納表の1日使用券や定期シールの使用枚数とが一致しないもの（全事業者）

#### イ 「重要印刷物出納表」について

運營業務委託契約に基づき、受託事業者は、自転車駐車場定期券、1日券、1回券について、使用ごとに「重要印刷物出納表」に記帳し、月ごとに区に報告することとなっているが、いずれの事業者も規定どおり月ごとに提出していた。

提出された出納表（平成29年5月、6月、9月、10月、3月分）を試査したところ、以下の事案が見受けられた。

- ① 報告書が鉛筆書きのもの（シルバー、ビソー、STK）
- ② 施設担当者の確認チェック欄があるにも関わらず記名や押印がないもの（シルバー、ビソー、すまいるわだ）
- ③ 定期シールの使用理由には、「販売・免除・再発行・書損」の4分類あるが、4事業者の重要印刷物出納表は、「販売・書損・その他」の3分類に、1事業者の重要印刷物出納表は、「販売・書損・免除」の3分類になっており、いずれも4分類の使用枚数が確認できないものとなっていた（全事業者）
- ④ 重要印刷物出納表の記載の際に、使用料を免除した1日券や定期シールを販売の数量としているものなどが見られ、重要印刷物出納表と使用料収入状況報告書が、整合していないものが散見された（全事業者）

#### ウ 「使用状況報告書」について

運營業務委託契約に基づき、受託事業者は、月に2回（上期、下期）「使用状況報告書」を区に報告することとなっているが、いずれの事業者も規定どおり月2回提出していた。提出された報告書（平成29年9月分）を試査したところ、以下の事案が見受けられた。

- ① 報告書が鉛筆書きのもの（シルバー）
- ② 名称が「利用状況原簿」となっているもの（全事業者）
- ③ 報告書は駐車場ごとに整理されているものの、受託者名の記載や押印がないもの（全事業者）

#### エ 「要望対応記録票」について

現場職員が日々自転車駐車場の運営を行っている中で、利用者から受け

た要望や苦情については、「要望対応記録票」により所管課に報告することになっているが、電話での報告で済ませてしまうことが多く、書面での報告が徹底されていないため、同種の要望が何件あったかなどの記録が残っていない。

※ 実地監査等で行った現場スタッフへのヒアリングにおいて、「大型自転車の利用者が急速に増えているが、駐車スペースが不足し、対応に苦慮している。」といった意見がほとんどの自転車駐車場で聴かれたが、所管課の記録では、どの駐車場で利用者からの要望が何回あったかなどの記録はない。

## オ その他の提出書類について

### (ア) 履行評価について

管理・運營業務委託の事業者の履行評価の実施方法は、所管職員が全ての自転車駐車場を現地調査し、それぞれの評価を行ったうえで受託事業者の履行評価が実施されていた。

しかしながら、区の「モニタリングのガイドライン」によると、履行評価は年2回、7月、11月頃に実施することとなっているが、1回しか実施されておらず、また1月～2月にかけて行われていた（管理・運營業務委託、警備業務委託）。

### (イ) 労働関係法令遵守に関する報告書について

運營業務委託契約に基づき、提出が求められている4事業者全てが規定どおり年4回提出していたが、一部の事業者の報告書に、最低賃金等が記載されていない回の報告書があった。

また、仕様書では報告書の提出に加えて、区は、その報告書をもとに原則として年2回以上事業者に対して面談の形式による確認を行うものとするとなっているが、全く行われていなかった。

## (2) 警備業務に係る契約

契約後の書類の徴取にあたって以下のような事案があった。

- ① 1事業者については、契約締結後速やかに提出することとなっている「警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定書（写）」を徴取していなかった。（株式会社豊栄美装）
- ② 1事業者については、提出された認定書の有効期限（平成29年8月4日）が切れたにもかかわらず、その後の再提出がなく徴取もされていなかった。（協和産業株式会社）
- ③ 1事業者からは、契約締結後速やかに提出することとなっている「業務責任者選任届」、「従事者名簿」を徴取していなかった。（株式会社豊栄美装）

#### 4 「ふれあい通信」について

利用者が施設への苦情や要望を伝えやすいように、「ふれあい通信」を利用者の見えやすい場所に置くこととなっているが、置かれていない又は取りづらい場所に設置されているケースが散見された。

## 視点5 自転車駐車場は、利用者の立場に立った運営となっているか

実地監査・実地調査を行った自転車駐車場では、施設の清掃や誘導、利用者への声掛け、自転車駐車の手伝い等が適切に行われていた。また、買い物客等一時利用者向けに、8か所の自転車駐車場で電磁ロック式ラック等の設備が導入されるなど、一定程度利用者への配慮がなされている。

### 1 受付時間について

管理事務所の受付時間は、大半の駐車場で6時30分～20時となっており、ある程度利用者に配慮したものとなっている。

ただし、管理事務所の受付時間外（管理人が配置されていない時間帯）には、1日使用の使用料の徴収に課題がある。（18頁、「視点3」1（4）参照）

### 2 利用形態について

定期使用の他の利用形態がある有料制自転車駐車場の数は以下のとおりである。

一日使用のみ	30か所
一回使用のみ	5か所
一日使用と一回使用の両方可能	3か所
定期使用のみ	2か所

多くの自転車駐車場で、定期使用の他に1日使用が可能となっている。買い物客等への利便性の向上のために、1時間まで無料で利用することができる1回使用については、8か所で利用が可能となっている。

利用にあたっては、定期使用者の利用が優先され、空き状況によって1日使用の利用ができる。一日使用の受け入れ台数については、当日の定期使用者の駐車状況を見ながら各自転車駐車場において、管理人が判断している。

### 3 自動券売機、電磁ロック式ラック、機械式ゲートの設置状況について

使用料金の精算が機械のできる機器の設置状況は以下のとおりである。

自動券売機	6か所
電磁ロック式ラック（使用料金精算機と連動）	4か所
自動券売機＋電磁ロック式ラック	2か所
機械式ゲート（使用料金精算機と連動）	2か所
いずれも設置されていない	26か所

※ 久我山南自転車駐車場には、原動機付自転車及び自動二輪車専用電磁ロック式ラックが設置されているが、自転車用は設置されていない。

#### 4 施設の老朽化について

実地監査・実地調査を行った自転車駐車場等の中には、施設の屋根、階段、駐車ラックなどが老朽化している施設があった。(方南町西、井荻南、西荻窪西)  
全40か所の自転車駐車場の開設からの経過年数は以下のとおりである。

平成31年3月31日現在

開設から20年未満（平成11年以降に開設）	10施設
開設から20年～30年未満（平成元年～10年に開設）	22施設
開設から30年以上（昭和63年以前に開設）	8施設

#### 5 接客業務について

実地監査・実地調査を行った自転車駐車場等では、利用者へのあいさつが行われていたことや、幅が狭い自転車ラックや2段式ラックの上段へ置く場合などにも出し入れを積極的に手伝うなど、利用者に配慮した運営がなされていたと認められる。

## 視点6 自転車駐車場整備のために、関係機関への適切な取組を行っているか

土地、施設を借用した施設が半数あるが、これらの施設では、複数年で契約していることに加え、相手方との調整も適宜行い、安定的な運営が図られている。一方、新たな用地確保などのための関係機関への積極的な働きかけは行われていない状況である。

### 1 民有地等を借りて設置・運営されている有料制自転車駐車場について

土地や施設等を有償又は無償で民間（鉄道事業者等）、国、東京都から借りて設置・運営している有料自転車駐車場は20か所であった。

なお、無償で土地のみを借りているうち2施設は、鉄道事業者である。

有償で土地及び施設	12 施設
有償で土地のみ	4 施設
無償で土地のみ	4 施設
区有地	20 施設

その他に、無料の自転車置場、駐車指定箇所として区が設置している甲州街道自転車置場（国道）、明大前北駐車指定箇所（都水道局用地）については、無償で土地を借りている。

### 2 附置義務のある大型店舗等に対する取り組みについて

民営自転車駐車場の整備に対する補助金の交付により、民間の自転車駐車場の整備が進み、駅周辺の放置自転車対策に貢献している。一方で、附置義務のある大型店舗や集会施設等に対しては、附置義務を超える自転車駐車場を整備しても補助金の対象外であることから、これらの施設への積極的な働きかけは行っていない現状である。

附置義務のある建築主から、自転車駐車場設置完了届書が提出された件数は、昭和63年度から平成29年度までの累計で140件、設置台数は11,359台である。

### 第3 監査の意見

監査の結果を踏まえ、改善や検討が必要と思われるものを中心に、監査の意見を以下に述べる。

#### 視点1 自転車駐車場の収容台数は全体として足りているか、地域的な偏在はないか

##### 1 収容台数について

区内 17 駅の駅周辺では、西永福駅が登録制自転車置場・駐車指定個所となつてはいるが、他の 16 駅では、区が整備した有料制自転車駐車場が合計 40 か所、25,847 台あり、平均利用率は 79.4%となっている。また、民間自転車駐車場の整備が進んだこともあり、区全体では、概ね必要台数は確保されていると考えられる。

##### 2 地域的な偏在について

全 40 か所の自転車駐車場のうち、南阿佐ヶ谷駅周辺の 2 か所の自転車駐車場では平均利用率が 100%を超えている。また、90%を超える自転車駐車場がこの 2 か所を含めて 12 か所（8 駅周辺）ある。一方で、利用率が 60%以下の自転車駐車場が 7 か所（5 駅周辺）ある。平均利用率から見ると、自転車駐車場の整備には地域的な偏在がある。

利用率の高い駐車場のある駅周辺については、今後の自転車駐車場の整備計画において、優先的に民間事業者による整備を促進するなど収容台数の確保に努められたい。

##### 3 自転車駐車場の需要の把握について

各自自転車駐車場の定期使用者数、待機者数、定期使用枠（収容台数のうちの定期使用者用に確保している駐車台数）については、自転車駐車場利用見込みの検討や駐車場運営にとって重要なデータである。現行では各自自転車駐車場が把握し、必要に応じて利用者に案内する運用を行っているが、所管課においては、今後の自転車駐車場整備や運営の検討資料として、データを集約、整理しておく必要がある。

#### 視点2 自転車駐車場は安全で使いやすい施設、設備となっているか

##### 1 自転車駐車場設備について

###### (1) 子ども乗せ自転車等大型自転車の駐車スペースについて

近年増加傾向にある、子ども乗せ自転車や電動アシスト付き自転車等の大型自転車の駐車スペースの確保に苦慮している自転車駐車場が、実地監査・実地調査を通じ見受けられた。また、区民からの意見・要望でも、これらの大型自

自転車の駐車スペースを拡大してほしいとの要望が寄せられている。

大型自転車の駐車にあたっては、平面に置きたい、1階に置きたい、2段式ラックの場合は下段に置きたい等の要望がある。駐車スペースの拡大を図るためには、駐車設備の改修や、駐車場全体の収容台数にも影響が及ぶ一方、利用率の低い施設においては、各施設の運用で対応できる場所もあると思われる。施設の状態と利用実態については、自転車駐車場全体の状況を把握し、計画的に需要の変化に対応できる運営を行っていただきたい。

## (2) オートスロープの整備について

一般に、大型自転車の利用者や高齢者等にとっては、オートスロープは便利な機器である。設置スペース、経費、施設の改修計画などを考慮し、計画的な設置を検討されたい。

なお、一部の自転車駐車場においては、定期点検報告において改善の指摘があったが未処理の状態であった。利用者の安全にかかわることから適切な対応を望む。

## (3) 防犯カメラの設置について

防犯カメラは、盗難や犯罪の抑止効果が認められ、利用者が安全・安心に施設を利用できるようにするため、未設置の施設には計画的に設置されることが望まれる。

## (4) 出入口の安全について

一部の自転車駐車場においては、自転車駐車場出入口の前面道路の交通量が多く、また出入口付近に駐車している自転車により出入口が狭くなっているため、利用者の自転車駐車場の出入りに危険性が認められる施設があった。利用者の安全を第一に考慮し、可能な限り安全対策を図られたい。(南阿佐ヶ谷第一)

### **視点3 自転車駐車場の管理・運営委託は、効果的、効率的、適切なものとなっているか**

#### 1 未収金回収箱について

1日使用の使用料金未収の自転車に対する処理について、4か所の自転車駐車場で、未収金回収箱の設置が見られた。この回収箱については、管理・運營業務委託契約上では、具体的な規定が存在していない。未収金回収箱を設置するだけでは、使用料の盗難や紛失の恐れもあることから、設置場所等の問題はあるにしても、管理人が配置されていない時間帯の使用料金未収金の収納については、電磁ロック式ラックや自動券売機等の設置など改善が必要である。

## 2 その他

職員が勤務する事務室について、職員からは、夏場、冬場の空調の効き具合が悪い、駐車場内にトイレがなく不便であるという声があった。所管課では、空調機の不具合等に対しては、予算の範囲内で必要な修繕などの対応を行っており事務室内の環境維持に努めていた。

職員の安全・衛生管理面について留意し、引き続き職場環境の維持・向上に努められたい。

### 視点4 自転車駐車場の管理・運営は、契約に沿って適切に履行されているか

#### 1 使用料の還付事務について

地方自治法施行令第165条の3の規定に基づき、使用料の還付金の支出事務を事業者へ委託し、この還付金の資金として、区が公金を予め受託事業者へ交付している。所管課が行っている事務処理では、当該資金の交付を資金前渡により行い、受託事業者を資金前渡受者としているように解される記載がある。昭和38年の自治法の改正に伴い、私人に対する前渡金の交付は禁止されているため、受託事業者への資金の交付を受託事業者へ直接資金前渡により行うことはできない。

所管課においては、事実関係を調査し、関係部局とも協議したうえで、適切な事務処理を行うよう努められたい。

#### 2 提出書類について

##### (1) 「使用料収入状況報告書」、「重要印刷物出納表」について

仕様書で提出が定められている「使用料収入状況報告書」、「重要印刷物出納表」について、鉛筆書きや数値の不整合などが多く見られるとともに、所管課におけるチェックも不十分で、また、再提出を求めるなどの適切な対応が図られていない。また、これらの報告書類は、徴収した使用料と金券類に相当する印刷物（「駐車シール」等）の出納に関する内容で、相互に関連したものであるが、これらが比較できる内容の様式となっていない。

所管課においては、使用料の徴収額と金券類の払い出し記録が適切にチェックできる様式に改めるとともに、報告を受けた際には、直ちに内容をチェックし、必要があれば修正・再提出を求めるなど、適切な対応を図られたい。

##### (2) 「要望対応記録票」について

現場職員が日々自転車駐車場を運営している中で、利用者から直接、寄せられる要望や苦情は、自転車駐車場運営の改善にあたって大切な資料となる。

所管課に電話で報告があった場合には、書面により報告を求め、記録して、区民ニーズの把握に努め、今後の運営に反映されたい。

### (3) 履行評価について

履行評価は、委託業務の執行にあたって、業務の改善につながる重要な制度である。

所管課においては、職員が全ての自転車駐車を回り受託事業者の履行評価を行っている点は評価できる。ただし、年度内の業務改善や翌年度への改善事項の反映を行っていくためには、区の「モニタリングのガイドライン」に沿って、適切な時期に実施するよう改善されたい。

### (4) 労働関係法令遵守に関する報告書について

提出が求められている3事業者（4契約）全てが規定どおり年4回提出していたが、区は、その報告書をもとに原則として年2回以上事業者に対して行うこととなっている面談を行っていなかった。報告書提出と面談を行う趣旨を理解し、現場職員の労働環境が適正なものとなっているかなどを、受託事業者との面談により、確認するよう努められたい。なお、この面談は事業者への説明・連絡などの機会を捉えて行うことを妨げるものではないことを申し添える。

### (5) 警備業務委託契約に係る提出書類について

契約締結後、速やかに提出することとなっている「警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定書（写）」が徴取されていなかった（1事業者）。また、別の事業者（1事業者）については、提出はあったものの、認定書の有効期限が切れたにもかかわらず、再提出がなかったものがあった。適切な対応をされたい。

## 3 「ふれあい通信」について

「ふれあい通信」（投函すると区に届く「はがき」）は、区民（利用者）の声を直接、区長に伝えるための大事な手段であり、利用者が容易に手に取り、意見・要望を区に届けられるよう各自転車駐車場に設置している。

また、利用者の声は、ニーズの把握や今後の自転車駐車場運営の改善にあたっての大切な意見である。

所管課においては、多くの利用者の声が区に届けられるよう、見えやすい場所に置くなど設置場所に配慮するよう受託事業者を指導するとともに、寄せられた意見・要望について十分活用するよう努められたい。

## **視点5 自転車駐車場は、利用者の立場に立った運営となっているか**

### **1 施設・設備の老朽化について**

老朽化した施設、設備については、実地監査、実地調査を行った施設においては、緊急を要する修繕が必要な施設・設備は見られなかった。ただし、民間の土地・施設を賃借している自転車駐車場などは、修繕や改修にあたって、調整に時間を要する場合がある。引き続き、施設の状況を適宜把握しながら適切な対応が必要である。

### **2 買い物客等への駐車対策について**

短時間利用者への対応として、利用時間の管理ができる電磁ロック式ラック及び機械式ゲートについて、8か所の区営自転車駐車場に導入されており、課題対策への取り組みが行われている。また、建設費、管理費の補助による民営の自転車駐車場の整備についても、設置が促進され、短時間利用者の駐車対策が行われている。

引き続き、短時間利用者の利用頻度、機器導入の費用対効果を調査し、買い物客等一時利用者の放置自転車対策、利用者の利便性の向上について取り組まれない。

### **3 接客業務について**

実地監査・実地調査を行った自転車駐車場等では、多くの自転車駐車場で、利用者へのあいさつ、声掛け、駐車ラックへの駐車の手助けを積極的に手行っている管理人の勤務状態を確認した。引き続き、個々の利用者の状況にあわせた助力を行うなど利用者への配慮を欠かさない運営を続けられたい。

### **4 自動券売機等の設置について**

全40か所の自転車駐車場のうち26か所の自転車駐車場には料金精算のできる機器が設置されていない。自動券売機等の機器で料金の精算が行えることは、駐車場管理事務所の開設時間外の料金精算や金銭事故の防止、管理人の事務処理の負担軽減などの多くのメリットがある。自転車駐車場ごとの利用状況や敷地の形状、費用対効果などを分析し、機器の設置についても検討されたい。

## **視点6 自転車駐車場整備のために、関係機関への適切な取組を行っているか**

### **1 私有地を借用して設置・運営している有料制自転車駐車場について**

全40か所の自転車駐車場のうち、有償、無償で民間から土地・施設を借用して設置・運営している駐車場が20か所ある。所有者との連絡調整については引き続き十分行っただうえで、合わせて所有者からの急な返還要求時の対応策や代替

地の検討も視野に入れた運営を行われたい。

## 2 自転車駐車場の附置義務がある施設等への働きかけについて

自転車駐車場の附置義務がある大型店舗等の実績は、昭和 63 年度から平成 29 年度までの累計で 140 件、設置台数 11,359 台である。これらの施設等が整備しなくてはならない自転車駐車場の規模については、自転車条例で「店舗面積の 15 m<sup>2</sup>ごとに 1 台」などと規定され、最低限の設置台数を示しているが、これを超える整備をした場合の規定はない。これらの大型店舗は駅前に設置されることも多く、放置自転車対策においては有効であり、附置義務を超える設置台数の自転車駐車場を整備した時に補助が受けられるような仕組みを検討していくことは、ニーズの変化に応じた自転車駐車場の確保にあたって有意義と考えるので検討されたい。

## 総括的な意見

自転車は、身近な交通手段として利用され、幅広い年齢層の区民に、様々な目的・用途に利用されている。また、近年の環境負荷低減への意識向上や健康志向の高まりにより、さらなる自転車利用者の増加が想定される。

杉並区自転車利用総合計画では、区民、鉄道事業者、民間事業者、商店会、店舗事業者及び警察や道路管理者など関係機関との強固な連携のもと、「安全で快適な自転車利用環境の改善」を推進していくとしている。

引き続き、利用者の視点に立った自転車駐車場の運営を目指す観点から、総括的な意見を申し述べる。

### 1 自転車駐車場の整備・運営について

自転車駐車場の整備・運営については、全体としては、大きな成果をあげてきたことが認められる。

放置自転車が社会問題化していた昭和 50 年代以降、区は自転車駐車場の整備をはじめとする放置自転車対策に取り組み、区内の有料自転車駐車場は、平成 6 年度の 4 か所（収容台数約 2,100 台）から平成 29 年度には 40 か所（収容台数約 26,000 台）となっている。また、放置自転車についても、平成 12 年度には、1 日当たり約 9,200 台あった放置自転車が、平成 29 年度には約 1,000 台まで減少しており、駅周辺の交通及び防災上の安全性や美観の向上など、生活環境の改善に大きく寄与している。

一方で、自転車駐車場の利用率は、平均で約 80%となっているが、その中には 90%を超える施設や、少数ではあるが 100%を超える施設があり、収容台数の増や地域的な偏在の解消に向けた取り組みは、継続して行っていく必要がある。

近年は、買い物客などの短時間の利用が増える傾向にあるが、区の補助金を活用した民間による短時間の利用がしやすい自転車駐車場の整備も進んでいる。

大都市部、特に杉並区のような稠密な住宅地の中では、自転車駐車場用地の新たな確保には困難があろうが、今後の自転車駐車場の整備にあたっては、区有地の貸与による民間整備や、不足している地域に対する一時的な補助金の増額など、様々な手法を研究し、収容台数の増を図り、早期に地域的な偏在を解消すべく取り組まれない。

### 2 利用者ニーズの変化と今後の対応

1 で見たように、自転車駐車場の整備・運営については、利用者ニーズに合致した対策が行われ、大きな成果をあげてきた。

しかしながら、自転車駐車場利用者のニーズの変化はすでに始まっており、子ども乗せ自転車や電動アシスト付き自転車等の大型自転車や高齢者に利用が多い三輪自転車など、自転車の種類は多様化し、従来の自転車駐車場の駐車設備では対応

できない大きさや、形状の自転車が増えてきている。

今回の監査において、所管課では、利用者が施設に何を求めているのか、どのような意見・要望がどの程度あるのかなどの把握が十分でない状態が見受けられた。

所管課においては、定期使用者、一日使用者等の利用形態別の実態や大型自転車の利用実態、「要望対応記録表」や「ふれあい通信」などで寄せられた利用者からの要望等を十分に把握したうえで、必要に応じてこれらに対応した自転車駐車場への改修、運営方法の見直しを行うなど、利用者のニーズの変化に柔軟に対応した事業運営に取り組まれない。

### 3 契約内容等の適正な履行の確保

管理・運営業務の委託は、契約仕様書及び業務マニュアルに沿って概ね、適切に業務が行われていたが、労働関係法令遵守に関する報告書を基に行う事業者との面談が全く行われていなかったことや、使用料の還付処理における適切さを欠いたもの、受託事業者からの提出書類が未提出なもの、各種報告書類の間での数値の不整合があるものなど、一部に不適切な処理が見受けられた。

所管課においては、契約業務に係る事務処理を検証し、早急に契約仕様書、業務マニュアルなどを見直し、適切な事務処理を行われない。

### 4 施設の計画的な更新への取り組み

今後、施設の老朽化による改修や大規模修繕、また、利用者のニーズに対応するための改修など、施設の維持管理に多額の経費が必要となるほか、状況によっては、大規模な改修時等には、臨時的な代替地の確保が必要になる。

自転車駐車場を安定的に安全で、使いやすい施設として維持していくためには、これまで以上に利用者のニーズの変化を的確に把握したうえで、中・長期的な視点に立った施設更新が不可欠である。

また、更新の機会を捉えて、自転車駐車場運営に従事する職員の執務環境の改善にも努められない。

厳しい財政状況の中ではあるが、区においては、施設の更新に係る計画を策定し、計画的に自転車駐車場の整備、安定した施設運営に努められない。

## 資料編

- 資料 1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- 資料 2 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例
- 資料 3 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則
- 資料 4 杉並区立自転車駐車場条例
- 資料 5 杉並区立自転車駐車場条例施行規則
- 資料 6 杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱
- 資料 7 図 1 有料制自転車駐車場の利用率（平成 29 年度）

## 自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

発令 昭 和 55 年 11 月 25 日 法律第 87 号

最終改正：平成 5 年 12 月 22 日 号外法律第 97 号

改正内容：平成 5 年 12 月 22 日 号外法律第 97 号[平成 6 年 6 月 20 日]

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律をここに公布する。

自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

四 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又

はその周辺に設置するように努めなければならない。

- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
  - 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
  - 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。
- 第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
  - 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
  - 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
  - 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
  - 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

- 第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。
- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 総合計画の対象とする区域
    - 二 総合計画の目標及び期間
    - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
    - 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
    - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
    - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
    - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
  - 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
  - 4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車

等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。  
（自転車等駐車対策協議会）

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

（自転車等駐車場の構造及び設備の基準）

第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

- 2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

（都市計画等における配慮）

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

（交通安全活動の推進）

第十一条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

（自転車等の利用者の責務）

第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。
- 3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

（自転車の安全性の確保）

第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

（自転車製造業者等の責務）

第十四条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。
- 3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[昭和五六年四月政令一四九号により、昭和五六・五・二〇から施行]

附 則 [平成五年一二月二二日法律第九七号]

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
[平成六年六月政令一四八号により、平成六・六・二〇から施行]
- 2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。
- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

## 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例

昭和59年 9 月 29 日  
条例第46号

〔注〕平成26年 3 月から改正経過を注記した。

改正	平成 5 年 9 月 30 日 条例第 31 号	平成 7 年 3 月 14 日 条例第 11 号
	平成 11 年 3 月 12 日 条例第 14 号	平成 13 年 12 月 3 日 条例第 56 号
	平成 26 年 3 月 18 日 条例第 11 号	平成 27 年 12 月 8 日 条例第 44 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 自転車の放置禁止（第 10 条—第 15 条）
- 第 3 章 自転車置場等の利用（第 16 条—第 19 条）
- 第 4 章 自転車駐車場の附置義務（第 20 条—第 29 条）
- 第 5 章 民営自転車駐車場の育成（第 30 条）
- 第 6 章 杉並区自転車等駐車対策協議会（第 30 条の 2—第 30 条の 7）
- 第 7 章 雑則（第 31 条—第 34 条）
- 第 8 章 罰則（第 35 条・第 36 条）

## 附則

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この条例は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関し必要な事項を定めることにより、交通の安全及び円滑並びに災害時の防災活動の確保を図り、もって区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- （2）自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車をいう。
- （3）放置 自転車の利用者が当該自転車から離れ、直ちに移動させることができない状態をいう。

## （区長の責務）

第 3 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、自転車駐車場の設置を推進するとともに、必要な施策の実施に努めなければならない。

## （区民の責務）

第 4 条 区民は、自転車の放置防止について、区長の実施する施策に協力しなければならない。

## （自転車利用者等の責務）

第 5 条 自転車を利用する者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所において、自転車を放置することのないように努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を明記するように努めなければならない。

## （鉄道事業者の責務）

第 6 条 鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

## （施設の設置者又は管理者の責務）

第 7 条 公共施設、商業施設及び娯楽施設等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、その施設の利用者のために、自ら自転車駐車場の設置に努めるととも

に、区長の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の小売を業とする者の責務)

第8条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、購入者に対し、当該自転車に住所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車利用の自粛)

第9条 駅周辺の居住者等は、通勤又は通学等のために、当該駅への交通の手段として、自転車を利用することを自粛するように努めなければならない。

## 第2章 自転車の放置禁止

(放置禁止区域の指定等)

第10条 区長は、第1条の目的を達成するために、自転車駐車施設の整備が進められている地域で、放置された自転車が、大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれのある公共の場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として、指定することができる。

2 区長は、前項の禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

(自転車の放置禁止)

第11条 自転車の利用者等は、禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(禁止区域内の放置自転車に対する措置)

第12条 区長は、前条の規定に違反して、禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。

(禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第13条 禁止区域外の公共の場所において、自転車が放置されており、区民の良好な生活環境が阻害されている場合、区長は、自転車の利用者等に対し、放置することのないよう指導するものとする。

2 前項の措置を講じても、なお、自転車が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車を撤去することができる。

(撤去した自転車に対する措置)

第14条 区長は、第12条又は前条第2項の規定により自転車を撤去したときは、現場において撤去した旨を公示し、当該自転車を一定の期間保管するとともに当該自転車の利用者等の確認に努め、利用者等が確認できた自転車については、その利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 区長は、前項の措置を講じた後、引取りのない自転車及び利用者等が明らかでない自転車については、区において処分する旨の告示をした後、当該自転車の処分をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、撤去した自転車が明らかに自転車としての機能を喪失していると認められるときは、直ちに、当該自転車を処分することができる。

(費用の徴収)

第15条 区長は、第12条又は第13条第2項の規定により、自転車を撤去したときは、撤去、保管等に要した費用として当該自転車の利用者等から、1台につき5,000円を徴収することができる。

一部改正〔平成26年条例11号〕

## 第3章 自転車置場等の利用

(利用登録)

第16条 区が設置する自転車駐車施設のうち、規則で定める自転車置場及び区長が指定する暫定的な駐車指定箇所（以下「自転車置場等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより利用登録を受けなければならない。

2 前項の利用登録を受けることができる者及びその利用登録の有効期間は、規則で定める。

3 区長は、自転車置場等の効果的な利用調整を図るため、必要がある場合は、利用登録を制限することができる。

(登録手数料)

第17条 前条の利用登録を受けようとする者は、1台につき登録手数料4,000円を納付しなければならない。

2 区長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより登録手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の登録手数料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用登録の取消し)

第18条 区長は、第16条第1項の利用登録を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その利用登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用登録を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか区長の指示に従わないとき。

(利用の休止)

第19条 区長は、自転車置場等の整備その他必要があるときは、自転車置場等の利用を休止することができる。

#### 第4章 自転車駐車場の附置義務

(区域の指定)

第20条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。)第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、杉並区内の都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除いた地域とする。

(施設の新築の場合の自転車駐車場の設置)

第21条 指定区域内において、次の表中(イ)欄の用途に供する施設で(ロ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ハ)欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

(イ) 施設の用途	(ロ) 施設の規模	(ハ) 自転車駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
銀行	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
スポーツ施設	運動場面積が500平方メートルを超えるもの	運動場面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
学習施設	教室面積が300平方メートルを超えるもの	教室面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積及び教室面積(以下「店舗等面積」という。)の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第22条 前条第1項の表中(イ)欄の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車駐車場の規模)

第23条 店舗等面積が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築す

る場合には、第21条の規定にかかわらず、店舗等面積が5,000平方メートルまでの部分について第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗等面積が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模とする。

- 2 混合用途施設で各用途の店舗等面積の合計（以下本項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗等面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗等面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、同条の自転車駐車場の規模とする。

（施設を増築する場合の自転車駐車場の規模）

第24条 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定地域が定められる前に建築された部分を除く。）をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

(1) 第21条第1項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模）

第24条の2 指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第1項の規定により、建築確認が必要なものについて、次の各号に掲げる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途の変更がされていない部分を除く。）をすべて新築したとみなして第21条から第23条までの規定により算定した自転車駐車場の規模（以下本項において「用途変更後の規模」という。）から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模（以下本項において「既存の規模」という。）を控除した規模に2分の1を乗じて得た規模（1台に満たない端数は切り捨てる。）の自転車駐車場を設置しなければならない。ただし、既存の規模が用途変更後の規模を上回る場合は、用途変更後の規模をもって、当該施設の自転車駐車場の規模とする。

(1) 第21条第1項の表中(イ)欄の用途に供する施設についての同表中(ロ)欄の規模となる用途の変更又は当該施設で当該規模のものについての用途の変更

(2) 混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第21条第1項の表中(ハ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

- 2 前項の用途の変更と同時に、前条に規定する増築をしようとする場合は、当該施設の用途の変更をした後に、増築がされるものとして自転車駐車場の規模を算定する。

（その敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係る自転車駐車場の設置）

第25条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして、第21条から前条までの規定を適用する。

（自転車駐車場の構造及び設備）

第26条 第21条から第24条の2までの規定により設置される自転車駐車場の規模は、駐車台数1台につき、1平方メートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車場に適すると認めたものについては、前項の規定によらないことができる。

（自転車駐車場の設置の届出）

第27条 第21条から第24条の2までの規定により、自転車駐車場を設置しようとする者は、

あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

#### 第28条 削除

(自転車駐車場の管理)

第29条 第21条から第24条の2までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

#### 第5章 民営自転車駐車場の育成

(補助金の交付)

第30条 区長は、民営自転車駐車場の整備育成を図るため、公共の用に供すると認める自転車駐車場を設置した者に対して予算の範囲内で、その設置及び管理に要する経費の一部を補助することができる。

#### 第6章 杉並区自転車等駐車対策協議会

(協議会の設置)

第30条の2 自転車法第8条第1項の規定に基づき、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、杉並区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

第30条の3 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱した委員24人以内をもって組織する。

- (1) 区民 8人以内
- (2) 区議会議員 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 鉄道事業者 4人以内
- (5) 関係行政機関の職員 6人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第30条の4 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集)

第30条の5 協議会は、会長が招集する。

(協議会の会議)

第30条の6 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第30条の7 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

#### 第7章 雑則

(関係機関との協議)

第31条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係機関と協議するとともに、その協力を要請することができる。

(立入検査)

第32条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

(措置命令)

第33条 区長は、第21条から第24条の2まで、第26条又は第29条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

第35条 第33条第1項の規定による区長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第27条の規定に違反した者及び第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

【以下、略】

## 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例施行規則

昭和59年12月26日  
規則第104号

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

改正	昭和60年4月24日規則第26号	昭和60年8月27日規則第43号
	昭和62年3月23日規則第6号	平成元年3月31日規則第39号
	平成元年12月27日規則第71号	平成3年3月26日規則第17号
	平成4年1月13日規則第1号	平成4年3月25日規則第110号
	平成4年10月26日規則第89号	平成5年6月25日規則第55号
	平成5年9月30日規則第78号	平成5年10月12日規則第102号
	平成5年12月24日規則第114号	平成7年3月31日規則第23号
	平成8年3月29日規則第16号	平成9年3月31日規則第40号
	平成9年5月13日規則第66号	平成10年3月27日規則第23号
	平成10年6月17日規則第68号	平成11年3月31日規則第42号
	平成12年3月31日規則第56号	平成14年8月29日規則第77号
	平成14年11月20日規則第86号	平成16年3月19日規則第10号
	平成17年3月31日規則第24号	平成18年3月15日規則第13号
	平成19年3月19日規則第28号	平成26年12月12日規則第101号
	平成28年3月23日規則第42号	

## (目的)

第1条 この規則は、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和59年杉並区条例第46号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (放置禁止区域の指定)

第2条 条例第10条第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、自転車放置禁止区域標識（第1号様式）を当該地域に、設置するものとする。

## (禁止区域外の放置自転車に対する措置)

第3条 条例第13条第1項の規定による指導は、当該地域又は場所に、自転車を放置してはならない旨を明示した立看板の設置等により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による撤去する旨の警告は、放置自転車を撤去する日の7日前までに警告書（第2号様式）により行うものとする。

## (保管期間)

第4条 条例第14条第1項の保管期間は、撤去した日の翌日から起算して30日間とする。

## (自転車保管台帳)

第5条 条例第14条第1項の規定により保管した自転車は、当該自転車の形状等を自転車保管台帳（第3号様式）に登載し、処理するものとする。

## (返還通知書)

第6条 条例第14条第1項の規定による通知は、自転車返還通知書（第4号様式）によるものとする。

## (処分の方法)

第6条の2 条例第14条第2項の規定による処分は、売却、無償譲渡、廃棄その他区長が適当と認める処分とする。

2 条例第14条第3項の規定による処分は、廃棄とする。

追加〔平成19年規則28号〕

## (利用登録を要する自転車置場)

第7条 条例第16条第1項に規定する自転車置場は、次のとおりとする。

名称	位置
西永福自転車置場	杉並区永福三丁目38番10号

一部改正〔平成19年規則28号〕

(利用登録の手續)

- 第8条 条例第16条第1項の規定により、自転車置場等の利用登録を受けようとする者は、あらかじめ区長に自転車置場等利用登録申請書兼登録手数料減免申請書(第5号様式。以下「登録申請書兼手数料減免申請書」という。)を提出しなければならない。
- 2 区長は、登録申請書兼手数料減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定する。ただし、登録が適当と認められる者の数が、自転車置場等の収容台数を超えるときは、その者の中から抽せんで登録する者を決定することができる。
- 3 区長は、前項の規定により登録の可否を決定したときは、登録する者については自転車置場等利用登録決定通知書(第6号様式)により通知するとともに登録証(第7号様式)を交付し、登録しない者については自転車置場等利用登録不承認通知書(第6号様式の2)により通知しなければならない。
- 4 前項の規定により登録証の交付を受けた者は、当該登録証を自転車にちよう付しなければならない。

(利用登録資格者)

- 第9条 条例第16条第2項に規定する自転車置場等の利用登録を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた者は、この限りでない。
- (1) 区又は区に隣接する区若しくは市内に住所を有する者又は勤務先を有する者
- (2) 通勤又は通学のため、住居又は勤務先と自転車置場等との往復に自転車を利用する者
- (3) 前号にいう住居又は勤務先の駅からの距離が、当該駅ごとの自転車利用の実態を考慮して、区長が定める範囲を超える者

(利用登録の有効期間)

- 第10条 条例第16条第2項に規定する利用登録の有効期間は利用登録を受けた日以後における最初の3月31日までとする。

(登録手数料の減免)

- 第11条 条例第17条第2項の規定により、区長は、次の各号のいずれかに該当する者については、登録手数料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により扶助を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 前3号のほか、区長が特別の理由があると認めた者
- 2 前項の規定により登録手数料の減免を受けようとする者は、利用登録申請の際に提出する登録申請書兼手数料減免申請書にその旨を記載しなければならない。

(施設の用途)

- 第12条 条例第21条第2項に規定する施設の用途の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 顧客に対して物品を販売する業務及び生活協同組合等団体がその構成員に対して物品を供給する業務を行う店舗並びに飲食を営むための店舗をいう。
- (2) 銀行 銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する銀行、金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和18年法律第43号)に規定する信託銀行、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する信用協同組合、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合及び労働金庫法(昭和28年法律第227号)に規定する労働金庫をいう。
- (3) 遊技場 パチンコ屋、ゲームセンターその他施設を設けて顧客に遊技をさせる施設をいう。
- (4) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これをスポーツ、体育又は健

康の増進のために一般の顧客に利用させて営業する施設をいう。

(5) 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の顧客に利用させて営業する施設をいう。

(店舗等面積の算定)

第13条 条例第21条第2項に規定する店舗等面積の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。

(1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 売場（飲食店の客席、ちゅう房及び待合室を含む。）、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、サービス部門、承り所、物品の加工修理場及びこれらに類するもの

(2) 銀行 銀行室、待合室、ショーウィンド及びこれらに類するもの

(3) 遊技場 遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの

(4) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場、マッサージ室、休憩室、観覧席及びこれらに類するもの

(5) 学習施設 教室、講堂、実習室、図書室、資料室及びこれらに類するもの

(設置の届出)

第14条 条例第27条の規定により、自転車駐車場の設置又は変更の届出をしようとする者は、自転車駐車場設置（変更）届出書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 構造図（特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。）

3 施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、自転車駐車場設置完了届出書（第10号様式）を、区長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第15条 条例第32条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第11号様式）によるものとする。

(措置命令書)

第16条 条例第33条第1項に規定する措置命令は、措置命令書（第12号様式）によるものとする。

【以下、略】



## 杉並区立自転車駐車場条例

平成 5 年 9 月 30 日  
条例第 31 号

〔注〕平成 17 年 10 月から改正経過を注記した。

改正	平成 6 年 3 月 24 日 条例第 9 号	平成 7 年 3 月 14 日 条例第 11 号
	平成 8 年 3 月 25 日 条例第 11 号	平成 9 年 3 月 21 日 条例第 9 号
	平成 10 年 3 月 25 日 条例第 15 号	平成 10 年 6 月 12 日 条例第 27 号
	平成 11 年 3 月 12 日 条例第 13 号	平成 12 年 6 月 26 日 条例第 50 号
	平成 12 年 12 月 1 日 条例第 60 号	平成 13 年 3 月 23 日 条例第 24 号
	平成 13 年 12 月 3 日 条例第 57 号	平成 14 年 3 月 19 日 条例第 25 号
	平成 16 年 3 月 19 日 条例第 15 号	平成 16 年 6 月 21 日 条例第 25 号
	平成 16 年 10 月 12 日 条例第 33 号	平成 17 年 10 月 11 日 条例第 30 号
	平成 17 年 12 月 6 日 条例第 48 号	平成 18 年 3 月 20 日 条例第 22 号
	平成 19 年 3 月 13 日 条例第 3 号	平成 20 年 6 月 27 日 条例第 25 号
	平成 21 年 3 月 13 日 条例第 10 号	平成 25 年 3 月 21 日 条例第 16 号
	平成 26 年 3 月 18 日 条例第 11 号	平成 26 年 6 月 13 日 条例第 17 号
	平成 27 年 6 月 16 日 条例第 28 号	平成 27 年 10 月 16 日 条例第 34 号
	平成 27 年 12 月 8 日 条例第 44 号	平成 28 年 12 月 7 日 条例第 45 号

(設置)

第 1 条 自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第 1 のとおり設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第 3 条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- (4) 1 日使用 規則で定める使用時間（以下「使用時間」という。）内の駐車場の使用をいう。
- (5) 1 回使用 24 時間を限度とする 1 回の駐車場の使用をいう。
- (6) 定期使用 1 月、3 月又は 6 月を単位とする使用時間内の駐車場の使用をいう。  
一部改正〔平成 18 年条例 22 号・19 年 3 号・28 年 45 号〕

(駐車することができる車両)

第 2 条の 2 駐車場に駐車することができる車両は、自転車とする。ただし、規則で定める駐車場においては、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を駐車することができる。

追加〔平成 18 年条例 22 号〕、一部改正〔平成 28 年条例 45 号〕

(使用の手続等)

第 3 条 1 日使用し、又は 1 回使用しようとする者は、使用する際に区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 定期使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、前 2 項の承認を与えないことができる。
  - (1) 駐車場の収容台数を超えるとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成19年条例3号〕

(使用料等)

第4条 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 使用料は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、1回使用の使用料は、出場の際に納付しなければならない。

一部改正〔平成18年条例22号・19年3号〕

(使用料の減免)

第5条 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用制限)

第7条 区長は、駐車場の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 駐車場の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第9条 駐車場の施設又は設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理上支障がある自転車の保管等)

第10条 区長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、管理上支障があると認める自転車があるときは、規則で定める期間保管し、撤去することができる。

2 前項の規定により自転車を撤去するときは、杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例(昭和59年杉並区条例第46号)第14条及び第15条の規定を準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例48号〕

### 【附則略】

#### 別表第1 (第1条関係)

名称	位置
杉並区立方南町東自転車駐車場	杉並区方南二丁目20番2号
杉並区立方南町西自転車駐車場	杉並区和泉四丁目51番7号
杉並区立荻窪東地下自転車駐車場	杉並区上荻一丁目2番1号・4番8号
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	杉並区梅里一丁目7番20号
杉並区立荻窪北第一自転車駐車場	杉並区天沼三丁目3番19号
杉並区立永福町北第一自転車駐車場	杉並区永福四丁目7番8号
杉並区立永福町北第二自転車駐車場	杉並区和泉三丁目12番15号
杉並区立永福町北第三自転車駐車場	杉並区和泉三丁目7番3号
杉並区立荻窪南第一自転車駐車場	杉並区荻窪四丁目21番16号
杉並区立荻窪南第二自転車駐車場	杉並区荻窪五丁目15番13号
杉並区立上井草北自転車駐車場	杉並区井草五丁目6番1号
杉並区立西荻窪西自転車駐車場	杉並区松庵三丁目41番1号
杉並区立浜田山北第一自転車駐車場	杉並区浜田山三丁目24番13号

杉並区立浜田山北第二自転車駐車場	杉並区浜田山三丁目27番21号
杉並区立桜上水北自転車駐車場	杉並区下高井戸一丁目24番15号
杉並区立久我山西自転車駐車場	杉並区久我山三丁目35番29号
杉並区立久我山南自転車駐車場	杉並区久我山三丁目25番6号
杉並区立久我山北自転車駐車場	杉並区久我山五丁目38番10号
杉並区立阿佐ヶ谷東自転車駐車場	杉並区阿佐谷南二丁目41番1号
杉並区立阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場	杉並区阿佐谷南三丁目58番1号
杉並区立荻窪西第一自転車駐車場	杉並区上荻一丁目20番3号
杉並区立下井草南自転車駐車場	杉並区下井草二丁目36番16号
杉並区立下井草北第一自転車駐車場	杉並区井草一丁目10番17号
杉並区立下井草北第二自転車駐車場	杉並区井草一丁目2番4号
杉並区立井荻南地下自転車駐車場	杉並区上井草一丁目24番16号
杉並区立井荻北地下自転車駐車場	杉並区井草三丁目3番10号
杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	杉並区成田東四丁目37番6号
杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	杉並区阿佐谷南一丁目15番19号
杉並区立荻窪北第二自転車駐車場	杉並区天沼三丁目2番13号
杉並区立浜田山南自転車駐車場	杉並区浜田山二丁目22番12号
杉並区立高円寺北自転車駐車場	杉並区高円寺北三丁目20番23号
杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場	杉並区高円寺南四丁目50番2号
杉並区立荻窪西第二自転車駐車場	杉並区上荻一丁目21番25号
杉並区立荻窪北第三自転車駐車場	杉並区天沼三丁目30番40号
杉並区立中野富士見町自転車駐車場	杉並区和田一丁目1番9号
杉並区立高井戸東自転車駐車場	杉並区高井戸東二丁目30番25号
杉並区立高井戸北自転車駐車場	杉並区高井戸西二丁目2番1号
杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場	杉並区高井戸西一丁目32番先
杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場	杉並区久我山五丁目1番24号
杉並区立永福町南自転車駐車場	杉並区永福二丁目53番5号

一部改正〔平成17年条例30号・19年3号・20年25号・21年10号・25年16号・26年17号・27年28号・34号・28年45号〕

別表第2（第4条関係）

駐車場の区分	種別	階数	屋根の有無	使用料			1日使用及び1回使用		
				定期使用					
				1月	3月	6月			
1 別表第1に掲げる駐車場（2及び3に掲げる駐車場を除く。）	自転車	1階	有	2,600円	7,400円	12,500円	100円		
			無	2,100円	6,000円	10,100円			
		2階	有	2,300円	6,600円	11,000円			
			無	1,900円	5,400円	9,100円			
		3階	有	1,300円	3,700円	6,200円			
			無	1,000円	2,900円	4,800円			
	地下1階		2,300円	6,600円	11,000円				
	地下2階		1,300円	3,700円	6,200円				
		原動機付自転車又は自動二輪車（総排気量	1階	無	4,200円	12,000円		20,200円	200円

	が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。)						
2 杉並区立浜田山北第二自転車駐車場、杉並区立下井草南自転車駐車場、杉並区立下井草北第一自転車駐車場及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場	自転車	1階	有	2,100円	6,000円	10,100円	100円
			無	1,700円	4,800円	8,200円	
	原動機付自転車又は自動二輪車 (総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。)	1階	有	4,200円	12,000円	20,200円	200円
	自動二輪車 (総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。)	1階	有	8,400円	23,900円	40,300円	400円
3 杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	自転車	地下1階		2,600円	7,400円	12,500円	100円

付記

- 1 規則で定める学生が定期使用する場合の使用料は、自転車にあつては規定使用料から1月当たり200円を減じた額とし、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限る。）にあつては規定使用料から1月当たり400円を減じた額とし、自動二輪車（総排気量が0.125リットルを超えるもの又は定格出力が1.00キロワットを超えるものに限る。）にあつては規定使用料から1月当たり800円を減じた額とする。
- 2 1回使用のうち規則で定める時間内の使用に係る使用料は、無料とする。  
全部改正〔平成26年条例11号〕、一部改正〔平成28年条例45号〕

## 杉並区立自転車駐車場条例施行規則

平成6年3月10日  
規則第8号

〔注〕平成17年10月から改正経過を注記した。

改正	平成7年3月31日規則第24号	平成7年5月22日規則第49号
	平成8年3月29日規則第26号	平成9年3月31日規則第41号
	平成9年5月13日規則第67号	平成10年3月27日規則第24号
	平成10年6月17日規則第69号	平成11年3月31日規則第43号
	平成11年10月22日規則第100号	平成12年3月31日規則第57号
	平成12年6月28日規則第155号	平成13年3月30日規則第46号
	平成14年3月20日規則第19号	平成16年3月19日規則第11号
	平成16年7月27日規則第75号	平成16年12月22日規則第99号
	平成17年10月24日規則第119号	平成18年2月27日規則第7号
	平成18年6月13日規則第79号	平成19年3月19日規則第27号
	平成19年3月30日規則第31号	平成19年6月22日規則第79号
	平成19年12月17日規則第138号	平成20年7月29日規則第57号
	平成20年11月27日規則第92号	平成21年3月17日規則第16号
	平成21年5月12日規則第60号	平成22年3月1日規則第4号
	平成23年9月27日規則第36号	平成25年3月21日規則第19号
	平成26年12月12日規則第102号	平成27年9月16日規則第80号
	平成27年10月26日規則第93号	平成29年2月28日規則第2号

## (目的)

第1条 この規則は、杉並区立自転車駐車場条例（平成5年杉並区条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (使用時間)

第2条 条例第2条第3号及び第5号の規則で定める使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときはこれを変更することができる。

一部改正〔平成18年規則79号・19年27号〕

(自転車、原動機付自転車及び自動二輪車を駐車することができる駐車場)

第2条の2 条例第2条の2ただし書の規則で定める駐車場は、杉並区立方南町東自転車駐車場、杉並区立上井草北自転車駐車場、杉並区立久我山南自転車駐車場、杉並区立下井草南自転車駐車場及び杉並区立浜田山南自転車駐車場とする。

追加〔平成18年規則79号〕、一部改正〔平成29年規則2号〕

## (1日使用の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定により1日使用しようとする者は、駐車場の使用の際に使用料を支払い、1日使用券（第1号様式）の交付を受けなければならない。

## (1回使用することができる駐車場)

第3条の2 条例第3条第1項の規定により1回使用することができる駐車場は、別表第2のとおりとする。

追加〔平成19年規則27号〕

## (1回使用の手続)

第3条の3 条例第3条第1項の規定により別表第2(1)に規定する駐車場を1回使用しようとする者は、駐車場の使用の際に1回使用券（第1号の2様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の交付を受けた者は、自転車を出場させる際に1回使用券を提出するとともに、使用料を納付しなければならない。

3 条例第3条第1項の規定により別表第2(2)に規定する駐車場を1回使用しようとする者は、駐車場の使用の際に所定の操作を行うことにより自転車、原動機付自転車又は自動

二輪車（以下「自転車等」という。）を当該駐車場の駐車設備に駐車しなければならない。

- 4 前項の規定により駐車した者は、自転車等を出場させる際に所定の操作を行うとともに、使用料を納付しなければならない。

追加〔平成19年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則57号・29年2号〕

（定期使用の手続）

第4条 条例第3条第2項の規定により定期使用しようとする者は、自転車駐車場使用申請書兼減額・免除申請書（第2号様式。以下「使用申請書兼使用料減免申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 駐車場の定期使用の承認は、申請の順序による。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、抽せんその他の方法により定期使用の承認をすることができる。

- 3 区長は、定期使用の承認をしたときは、定期駐車券（第3号様式）及び駐車票（第4号様式）を交付しなければならない。

- 4 引き続き定期使用の承認を受けようとする者は、定期使用しようとする月の前月の10日から末日までに使用申請をしなければならない。

- 5 交付された駐車票は、駐車する自転車等にちょう付しなければならない。

一部改正〔平成18年規則79号・20年57号・22年4号〕

（使用期間の起算日）

第5条 定期使用の使用期間は、使用を開始する日の属する月の1日から起算する。

（学生の範囲）

第6条 条例別表第2付記1の規則で定める学生は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（通信制の課程又は通信による教育を行う学校にあっては、区長が適当と認める学校に限る。）で修業する学生

- (2) 学校教育法第124条及び第134条に規定する学校のうち区長が適当と認めるもので修業する学生

- (3) 前2号に掲げる者のほか区長が適当と認める学生

一部改正〔平成18年規則79号・19年27号・138号〕

（1回使用の使用料を無料とする時間）

第6条の2 条例別表第2付記2の規則で定める時間は、1時間とする。

追加〔平成19年規則27号〕

（使用料の減免）

第7条 条例第5条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により扶助を受けている場合

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により身体障害者手帳の交付を受けている場合

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

- (4) 前3号のほか、区長が特別の理由があると認める場合

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用申請の際に提出する使用申請書兼使用料減免申請書にその旨を記載しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第6条ただし書に規定する使用料を還付することができる特別の理由とは、次の各号に掲げる場合をいい、それぞれ所定額を還付することができる。

- (1) 定期使用の使用期間の開始前に駐車場の使用をとりやめる旨の申し出があった場合  
全額

- (2) 定期使用の使用期間の途中で駐車場の使用を中止した場合 次に掲げる額

ア 3月を単位とする定期使用（残りの使用期間が1月以上の場合に限る。） 既納の使用料から当該駐車場の1月の使用料に使用開始月から使用を中止した日の属する月までの月数（以下「使用月数」という。）を乗じた額を減じた額

イ 6月を単位とする定期使用（残りの使用期間が2月以上の場合に限る。） 既納の使用料から当該駐車場の1月の使用料に使用月数を乗じた額（使用月数が3月以上の場合は、当該駐車場の3月の使用料に使用月数から3月を減じた月数に当該駐車場の1月の使用料を乗じた額を加えた額）を減じた額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（定期駐車券等の再交付）

第9条 駐車場の定期使用者が、定期駐車券及び駐車票を紛失又はき損したときは、定期駐車券等再交付申請書（第7号様式）により、区長に申請し再交付を受けなければならない。

（休業日）

第10条 区長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の休業日を定めることができる。

（自転車の保管期間）

第11条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、7日とする。

【附則、略】

別表第1（第2条関係）

名称	種別	使用時間	
		定期使用	1日使用
杉並区立方南町東自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立方南町西自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立荻窪東地下自転車駐車場（杉並区上荻一丁目2番1号に設置する部分に限る。）	自転車	午前4時15分から翌日の午前1時30分まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	自転車	午前4時45分から翌日の午前0時30分まで	午前4時45分から翌日の午前0時30分まで
杉並区立荻窪北第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立永福町北第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立永福町北第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立永福町北第三自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
杉並区立荻窪南第一自転車駐車場	自転車	午前4時15分から翌日の午前1時30分まで	午前4時15分から午後12時まで
杉並区立荻窪南第二自転車駐車場	自転車	午前4時15分から翌日の午前1時30分まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立上井草北自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	

杉並区立西荻窪西自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
杉並区立浜田山北第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立浜田山北第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立桜上水北自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立久我山西自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立久我山南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立久我山北自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立阿佐ヶ谷東自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立荻窪西第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立下井草南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立下井草北第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
杉並区立下井草北第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立井荻南地下自転車駐車場	自転車	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立井荻北地下自転車駐車場	自転車	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで
杉並区立荻窪北第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立浜田山南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
	原動機付自転車及び自動二輪車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
杉並区立高円寺北自転車駐車場	自転車	午前4時から翌日の午前1時30分まで	午前4時から午後12時まで
杉並区立高円寺東高架下自転車	自転車	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで

駐車場		まで	時まで
杉並区立荻窪西第二自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立荻窪北第三自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立中野富士見町自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立高井戸東自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前6時から午後12時まで
杉並区立高井戸北自転車駐車場	自転車	午前4時20分から翌日の午前1時20分まで	
杉並区立富士見ヶ丘南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	
杉並区立富士見ヶ丘北自転車駐車場	自転車	午前4時から翌日の午前1時30分まで	午前6時30分から午後12時まで
杉並区立永福町南自転車駐車場	自転車	午前0時から午後12時まで	午前7時から午後12時まで

全部改正〔平成18年規則79号〕、一部改正〔平成19年規則27号・31号・79号・20年92号・21年16号・60号・22年4号・23年36号・25年19号・27年80号・93号・29年2号〕

別表第2（第3条の2、第3条の3関係）

(1) 1回使用券を交付する駐車場

名称
杉並区立阿佐ヶ谷東自転車駐車場
杉並区立高井戸北自転車駐車場

(2) 1回使用券を交付しない駐車場

杉並区立方南町東自転車駐車場
杉並区立荻窪東地下自転車駐車場（杉並区上荻一丁目4番8号に設置する部分に限る。）
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場
杉並区立上井草北自転車駐車場
杉並区立久我山南自転車駐車場
杉並区立久我山北自転車駐車場
杉並区立高円寺北自転車駐車場

全部改正〔平成20年規則57号〕、一部改正〔平成22年規則4号・23年36号・25年19号・27年80号・29年2号〕

【以下、略】



## 杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱

昭和60年 3月30日

杉土交発第136号

改正 昭和63年12月21日杉土交発第203号 平成10年 4月30日杉土自発第32号  
平成19年 3月29日杉並第83781号 平成20年10月14日杉並第40386号

## (目的)

第1条 この要綱は、駅周辺等公共の場所における自転車の放置防止、交通の安全・円滑化及び区民の良好な生活環境の向上を図るため、「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」(昭和59年杉並区条例第46号。以下「条例」という。)第30条の規定に基づき、民営自転車駐車場の設置及び管理に要する経費に対して民営自転車駐車場育成補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、民営自転車駐車場の設置者であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること。
- (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。
- (3) 自転車の収容能力がおおむね30台以上ある自転車駐車場であること。
- (4) 主として通勤又は通学等のため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること。
- (5) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。

- (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場
- (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場

## (補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に定める自転車駐車場の建設費及び管理費とし、土地の取得費、賃借料、各種手数料等費用及び消費税は除くものとする。

2 建設費は、自転車駐車場建設費及び駐車用機械器具等整備費とする。ただし、他の用途の施設と併設する場合にあっては、自転車駐車場部分の経費に限るものとする。

3 管理費は、当該自転車駐車場の共用開始日から起算して、3年を超えて補助金の交付を受けることができないものとする。

## (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次のとおりとする。

## (1) 建設費

標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。

## (2) 管理費

自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。

2 補助金の交付は、当該年度予算額の範囲内で行うものとする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、民営自転車駐車場育成補助金交付申請書(第1号様式)を区長に提出するものとする。

## (補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により申請があったときは、内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書(第2号様式)

により、補助金を交付しないことに決定したときは、民営自転車駐車場育成補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第7条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助申請者」という。）が補助金交付決定後、自転車駐車場建設工事の設計変更等により、工事内容を変更する場合又は工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（以下「承認申請」という。）（第4号様式）により、区長の承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の承認申請があった場合は、当該内容を確認し、承認したときは、民営自転車駐車場育成補助金補助事業変更・中止・廃止承認通知書（第5号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに民営自転車駐車場育成補助金補助事業実績報告書兼完了届（第6号様式。以下「実績報告書」という。）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付確定）

第9条 区長は、実績報告書の内容を確認し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営自転車駐車場育成補助金交付確定通知書（第7号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助申請者は、前条の通知を受けた後、民営自転車駐車場育成補助金交付請求書（第8号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の変更及び返還）

第11条 区長は、補助金の交付を受けた補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付額を変更することができる。

（1） 条例又はこの要綱に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付額を変更した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助申請者に対し、期日を決めて返還を請求することができる。

（補助金交付の承継）

第12条 相続、譲渡又はその他の事由により、補助申請者から当該自転車駐車場を引き継ぐ者は、民営自転車駐車場育成補助措置承継承認申請書（第9号様式）を、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を確認し、承継することが適当と認める者には、民営自転車駐車場育成補助措置承継承認書（第10号様式）により通知するものとする。

（調査）

第13条 区長は、この要綱の規定を施行するため必要な限度において、補助申請者から報告を求め、補助金により設置された自転車駐車場の調査確認をすることができる。

（帳簿の保存）

第14条 補助申請者は、補助対象事業に関する収支等を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業により設置した自転車駐車場の共用開始後、5年間保存するものとする。

2 補助申請者は、区長から求められたときは、前項の帳簿の写しを提出するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 補助申請者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、区長の承認を受けることなく、取得財産をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保に供してはならないものとする。

2 補助申請者は、前項の処分をしようとするときは、民営自転車駐車場財産処分承認申請書（第11号様式）により、区長の承認を受けるものとする。

3 区長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるとき

は、民営自転車駐車場財産処分承認通知書（第12号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【以下、略】

図1 有料制自転車駐車場の利用率(平成29年度)

